

はじめに

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を実現し、他者の文化(歴史・宗教・風俗習慣等を広く含む。)を理解・尊重して他者とコミュニケーションをとることのできる力を持った個人を創造することが、今後の教育には強く求められている。また、高等教育においては、先見性・創造性・独創性に富み卓越した人材を輩出することも大きな責務である。

我が国の高等教育に関しては、従来より、旧大学審議会の28本に及ぶ諸答申、特に平成10(1998)年答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」や平成12(2000)年答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」等を踏まえて、各般の高等教育改革が着実に進^{ちよく}捗している。

その後、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善、法科大学院等の専門職大学院制度の創設、設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入、株式会社による大学設置を認める構造改革特区など、平成10(1998)年当時にはまだ具体的日程に上っていなかった諸改革も、大学改革に関する様々な議論に加えて、国全体の行政改革・司法改革・規制改革等との関連もあり、相次いで実施されてきている。

我が国の高等教育改革は、これら各般のシステム改革の段階から、各機関が新たなシステムの下で教育・研究活動の活性化の成果を具体的に競い合う段階へと移行する最中にある。

国際的には、ケルンサミット(1999年)等を契機として、世界各国において「知識基盤社会化」を念頭に置いた高等教育改革が大幅に進展しつつある。例えば、EUでは「欧州高等教育圏」創設を目指した「ボローニャ・プロセス」が進行している。また、特にアジア近隣諸国においては、ここ数年の高等教育進学率の急上昇に伴い高等教育改革が急速に進展しつつあり、我が国が高等教育改革について国際的な競争の中でどのような進路を選択するのか、大きな岐路に差し掛かっていると見てよい。

我が国の高等教育の整備については、これまで、高等教育計画を策定して計画的な整備目標を設定してその実施に努めてきた。しかし、このような内外の新たな状況を踏まえれば、従来の諸施策にとらわれず新しい発想で対処していかなければならない。我が国の高等教育に関し、広く議論を喚起するための出発点として、中長期的観点から望ましい方向や在るべき姿を提示する必要が生ずるゆえんである。

そこで、本審議会では、平成13(2001)年4月の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問を受けて以降、総会で4回、大学分科会で32回にわたってこの課題につき審議を重ねてきた。本答申は、その成果として、「知識基盤社会」の時代における高等教育と社会の関係を踏まえつつ(第1章)、従前の高等教育計画や将来構想に替わるものとして、中長期的に想定される高等教育の全体像、高等教育機関の在り方及び高等教育の発展を目指した社会の役割に関する将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの。第2章～第4章)と、将来像に向けて取り組むべき施策(第5章)を示すものである。本審議会がこのような見解をまとめるに至った背景となる考え方や認識に関しては、補論1～3に提示してある。

教育の在り方は、その国の将来の社会・経済の在り方を左右する重大な問題である。明治以来の我が国の教育は、関係者の営々たる努力と国民全体の支援によって、我が国社会を今日の繁栄・発展に導く上で、全体として大きな成功を収めてきたと言ってよい。にもかかわらず、戦後久しく、我が国においては高等教育、特にその経済的基盤に関する社会全体での議論が必ずしも活発であったとは言い難く、国全体の経済発展と個人所得の動向に支えられてきたとの感を持たざるを得ない。この二つの基盤が大きく変調しつつある今日、高等教育の量の面でも、また質の面でも、より根本的な議論が不可避となっているのである。本答申の中でも述べるように、高等教育の危機は社会の危機であり、これ以上、現在の高等教育が置かれている深刻な状況を座視し続けることは許されないものと考えらる。

本答申が、新時代の高等教育を築くための道標となり、また、我が国社会の持続的な発展の礎となることを願ってやまない。

第1章 新時代の高等教育と社会

本章では、中長期的に想定される我が国の高等教育の将来像及びそれに向けて取り組むべき施策を提示するに先立ち、新時代における高等教育と社会との関係を概観することとする。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。

これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は不可欠であり、高等教育の危機は社会の危機でもある。我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

1 今後の社会における高等教育の役割

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、

知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる、性別や年齢を問わず参画することが促進される、等を挙げることができる。

こうした時代にあっては、精神的文化的側面と物質的経済的側面のバランスのとれた個々人の人間性を追求していくことが、社会を構築していく上でも基調となる。また、国内・国際社会とも一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える中、相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の歴史・文化・宗教・風俗習慣等を理解

・尊重し，他者と積極的にコミュニケーションをとることのできる力がより重要となってくると考えられる。

高等教育の役割は，人格の形成，能力の開発，知識の伝授，知的生産活動，文明の継承など，非常に幅広いものである。高等教育は，初等中等教育の改革の動向とも相まって，中等教育後の様々な学習機会の中にあってその柱となり，社会を先導していくものである。

「知識基盤社会」においては，新たな知の創造・継承・活用が社会の発展の基盤となる。そのため，特に高等教育における教育機能を充実し，先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保することが重要である。

また，活力ある社会が持続的に発展していくためには，専攻分野についての専門性を有するだけでなく，幅広い教養を身に付け，高い公共性・倫理性を保持しつつ，時代の変化に合わせて積極的に社会を支え，あるいは社会を改善していく資質を有する人材，すなわち「21世紀型市民」を多数育成していかなばならない。

これからの「知識基盤社会」においては，高等教育を含めた教育は，個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも，極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では，国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は，高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど，将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。また，個々の高等教育機関や学生・企業等の関係者も，十分な自覚を持ってこれからの時代に立ち向かう努力と気構えが必要であることは言うまでもない。

2 高等教育の中核としての大学

大学とは，学術の中心として深く真理を探求し，専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり，その活動を十全に保障するため，伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような大学は，高等教育の中核をなすものであり，高い質を保持することがこれまで以上に求められる。「大学とは何か」を明確にして質を確保する上では，大学教育は，技能や知識の習得のみを目的とするのではなく，全人格的な発展の礎を築くためのものであるという基本的特性を明確にすることが重要である。また，学校教育法第52条に規定する大学の目的の単一性と実際の大学の多様性との関係をどう整理するかも重要な課題である。

大学は教育と研究を本来の使命としているが，同時に，大学に期待される役割も変化しつつあり，現在においては，大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等，広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら，教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが，

近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。

このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張(extension)としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である。

3 高等教育と社会との双方向の関係：高等教育の危機は社会の危機

学術研究の高度化、学習需要の多様化、社会の価値観の変化、国際化・情報化の進展等の中で高等教育が今後ともその役割を十分に果たすためには、各高等教育機関が競争的環境の中でそれぞれの個性・特色を明確にし、全体として多様な発展を遂げていくことが必要である。

しかし、高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているのか、また、十分に高い質を保っているのかといった点については、大いに問題があると考えられる。各高等教育機関の個性・特色の相対化、各機関ごとの人材養成目的の曖昧化、教育機能軽視の傾向、度重なる規制改革の中での「大学とは何か」という概念の希薄化、他の先進諸国に比べて必ずしも十分とは言えない高等教育の経済的基盤など、むしろ、我が国の高等教育は危機に瀕していると言っても過言ではない。

このような現状を打破するため、大学における教養教育や大学院の充実、短期高等教育の多様化、国際化への積極的対応など、我が国の高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革していかなければならない。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。今後の我が国が活力ある発展を続けるためには、高等教育機関の側が自らを厳しく変革しつつ社会の発展に寄与するとともに、高等教育の受益者は学生個人のみならず社会全体であるという視点を明確に踏まえ、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

このような観点から、高等教育がその社会的使命を十分に果たすことを前提としつつ、公財政支出の在り方及び民間資金を活用した支援の在り方について、幅広く社会の合意形成を図るとともに、産業界等による学生の採用時期・方法の工夫や適切な評価に基づく処遇など、高等教育の発展を支える各方面の取組を促すことが必要である。

第2章 新時代における高等教育の全体像

本章では、中長期的(平成17(2005)年以降、平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主として高等教育の全体像に関する事項を示すこととする。

1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう。

(1) 18歳人口の動向とこれまでの高等教育計画等

我が国の18歳人口は平成4(1992)年度の約205万人を直近の頂点として減少期に入り、平成11(1999)年度から平成15(2003)年度までは約150万人程度となっている。平成16(2004)年度には約141万人で、平成17(2005)年度からさらに減少し、平成21(2009)年度に約121万人となった後は、平成32(2020)年度まで約120万人前後で推移することが予測されている。

これまでの高等教育政策においては、昭和50(1975)年度から平成12(2000)年度までの高等教育計画で、大学等の新增設について抑制的に対応しつつ、第2次ベビーブームによる18歳人口の急増期においては受験競争の緩和等を目的として、臨時的定員を措置するなどの政策的な対応が図られてきた。

平成12(2000)年度から平成16(2004)年度においては、基本的に抑制基調が継続される中、臨時的定員の解消が進められる一方で、新分野への対応等の事情により新增設の動きは続いていた。その結果、入学定員の規模としては大きな変化は見られなかった。

平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を踏まえ、平成15(2003)年度以降は、大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、抑制方針は(医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の5分野を除き)基

本的には撤廃されている。

(2) 国の今後の役割

様々な社会の変化や国の役割の変質を踏まえると、今後は「18歳人口に対する進学率」の指標としての有用性は徐々に減少し、主として18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図るといった、右肩上がりの成長期に採られてきた政策手法はその使命を終えるものと考えられる。これまでの高等教育計画や将来構想も高等教育の在り方を念頭に置きつつ策定されてきた。しかし、今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決まり、必要に応じて将来像が見直されるというシステムへと転換することが不可避となろう。すなわち、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行と行うことができる。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう(第4章2(1)参照)。

このように、今回の将来像においては、

高等教育の量的変化の動向

高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

高等教育の質の保証

～ を踏まえた各高等教育機関の在り方

- ・大学(学士課程, 修士・博士・専門職学位課程, 短期大学の課程)
- ・高等専門学校
- ・専門学校

高等教育の発展を目指した社会の役割

等が内容となっている。

後述の第5章では、これらを主要な柱として関連施策についての考え方を整理している。本章2以下及び第3・4章でもおおむねこの順序で叙述することとする。

なお、学術研究の推進に関しては、平成16(2004)年11月以降、科学技術・学術審議会学術分科会で「学術研究における多様な分野の総合的な推進方策について」の審議が行われている。高等教育機関における教育・研究については、本答申のほかに、学術分科会等での議論をも踏まえ、総合的な推進を図っていく必要がある。

2 高等教育の量的変化の動向

(1) 全体規模等に関する考え方

18歳人口が減少を続ける中，大学・短期大学の収容力(入学者数÷志願者数)は平成19(2007)年には100%に達するものと予測される(従前の試算よりも2年前倒し)。

様々な変化を背景に，全体規模の面のみからすれば，高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており，同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既の実現しつつあると言える。しかし，今後は，分野や水準の面においても，誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備，すなわち，学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

今後，少子化の影響等により，在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には，学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には，特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり，そのための関係機関の協力体制が必要である。

(ア) 高等教育の全体規模

我が国の大学・短期大学への進学動向に関して，平成9(1997)年1月の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」では，18歳人口の減少に伴い入学者が漸減し，平成21(2009)年度には全志願者に対する入学者の割合である収容力は100%になると試算されていた。しかし，その後の志願率の伸び悩み等を考慮して同答申と同様の考え方に基づき再計算を行うと，大学・短期大学の収容力は2年早く平成19(2007)年には100%に達するものと予測される。

大学・短期大学の18歳人口を基準とした進学率は，1960年代前半に15%を超えた後急激に上昇して昭和50(1975)年度には38.4%にまで達し，高等教育の大衆化が急速に進行した。その後，進学率は一時的に安定し，平成に入ってから再び上昇して平成11(1999)年度に約49%となり，ここ数年はほぼ一定で推移していた。大学・短期大学の進学率が一定となっていた要因は必ずしも単純ではないが，長期にわたる経済の停滞や専門学校への進学率等の影響もあると考えられる。

専門学校を含めた進学率は，昭和61(1986)年度からほぼ一貫して増加し続けており，平成16(2004)年度には74.5%に達している。この意味では，我が

国の高等教育は、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階に既に突入しており、これにふさわしいものへと変革を迫られているとすることができる。

社会の高度化・複雑化・専門化の進展等に応じ、今後は、高度な課題探求能力や専門的知識等を有することが社会生活を送る上で広く求められるようになっていくと考えられる。また、少子化の進行に伴い若年労働人口が減少する中で我が国が引き続き発展していくためには、社会の各分野で活躍できる質の高い人材の供給を充実・確保することは重要である。

ただし、今後の大学・短期大学の進学率については、近年の傾向から敷衍すれば、18歳人口が減少する過程では若干の上昇が考えられるものの、約120万人前後で推移する時期にあっては、大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある。また、社会人学生や外国人留学生については、主として大学院(修士・博士・専門職学位課程)段階での高度な学習需要の着実な伸びが期待されるが、学部(学士課程)・短期大学段階等では、現状との比較において、量的に大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある。さらに、パートタイム学生についても、その定着と発展に関しては今後の展開に委ねられる部分が大い。

こうした様々な変化を背景に考えると、全体規模の面のみからすれば、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており、ユニバーサル段階の高等教育は既に実現しつつあるとすることができる。

しかし、ユニバーサル段階の高等教育が真に内実を伴ったものとなるためには、単に全体規模だけでなく分野や水準の面においても、社会人等を含めた多様な学習者個々人の様々な需要に対して高等教育全体で適切に学習機会を提供するとともに、学生支援の充実等により学習環境を整えていくことが不可欠である。その意味で、誰もがいつでも自らの選択により適切に学べる機会が整備された高等教育、すなわち、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。このような見地からも、より高い水準の学習需要への的確な対応等を含めた高等教育機関相互の切磋琢磨は引き続き重要である。

今後の我が国において、個人が自己啓発を図り、より一層豊かで潤いのある人生を送ることを目指して、人々の多様な生涯学習需要は増大する傾向にあることから、社会人が高等教育機関で学ぶ機会もますます増大していくものと考えられ、この意味でも「ユニバーサル・アクセス」の実現が求められている。

このことはまた、「学(校)歴偏重社会」が次第に過去のものとなり、高等教育機関と実社会との「往復型社会」への転換が加速するであろうことをも

意味する。

かつて、我が国社会は「18歳のある1日に、どのような成績をとるかによって、彼の残りの人生は決まってしまう」ような学歴偏重の社会であるとOECD教育調査団(昭和45(1970)年)によって分析されたことがあった。今日では、実社会において、人生の比較的早い段階での学歴・学校歴のみでその人の将来の社会的な処遇が決定されないことは明らかと言ってよい。しかし、依然として人々の意識の上では学歴偏重の考え方も根強く、意識と現実との乖離^{がい}を解消する努力がなお必要である。

産業構造の変化や雇用の急速な流動化を背景とした昨今の社会人の大学院での学習需要の高まりを見ると、職業生活の上でも、職場での肩書きや専門的資格のみに依拠するのではなく、自己を知的にリフレッシュして付加価値を高めるという意識が急速に社会全体に根つき始めたようにも見える。今後は、高等教育機関と実社会双方の努力により、社会人が必要に応じて高等教育機関で学習を行い、その成果をもってさらに活躍する「往復型社会」への転換が加速するものと期待される。

また、男女共同参画や少子高齢化の一層の進展等に伴い、女性や高齢者が就労する機会が一層増大することも予想される。高等教育機関は、人々の幅広い知的探求心や学習需要にこたえて、必要なときにいつでも学習できる環境と多様なメニューを提供することがますます求められる。

(イ) 経営状況の悪化した高等教育機関への対応

社会・経済情勢の変化に伴い、高等教育機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。各機関は、長期的な18歳人口の減少等を見据えつつ、自ら経営努力を行うことが不可欠である。

各高等教育機関の経営改善を支援するため、関係機関の連携のもと、経営分析や指導・助言を通じて、各機関の自主的な改善努力を促すことが必要である。また、各高等教育機関が、必要に応じて財務・会計等に関する専門家の意見を求めることも重要である。

今後、少子化の影響等により、在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には、様々な手立てを講じてもなお経営が好転せず、学校の存続自体が不可能となる場合もあり得るであろう。そのような際には特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのために関係機関の協力体制を作っておくことが必要である。

また、平成16(2004)年の私立学校法の一部改正によって学校法人に対し財務情報の公開が義務付けられたこと等を踏まえ、各高等教育機関においては、学習者保護の観点からも、財務情報の積極的な公開に努めることが重要である。

(2) 地域配置に関する考え方

大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないような方策を講ずることは重要な課題である。その際、人材の流動性や遠隔教育の普及等とともに、地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」までは、首都圏・近畿圏・中部圏における工業(場)等制限区域・準制限区域内の大学の設置等については抑制的に取り扱われてきていた。これに対しては、大都市部における大学の自由な発展を阻害している等の批判があり、同年7月に工業(場)等制限法も廃止されたことを踏まえて、抑制方針は撤廃されている。

大都市部における設置認可の抑制方針を撤廃したことによる大都市部における過当競争や、地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないよう、各国公私立大学における適正な定員管理を図るための方策を講ずることも重要な課題である。

地域配置に関しては、人材の流動性や遠隔教育の普及等の要素も考慮することが必要である。その際、地方における高等教育機関は、それぞれの特色を發揮した教育サービスの提供の面だけでなく、地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

地方における高等教育の支援や地域振興に資するため、高等教育機関相互のコンソーシアム(共同事業体)形成支援や高等教育機関を核とした知的クラスターの形成支援を充実することも重要と考えられる。

(3) 今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方

今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、幅広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

今後ますます多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対しては、国が一元的に調整するのではなく、各高等教育機関が、競争的環境の中で創意工夫を凝らし、幅広い基礎的な教育を充実すること、法人化や設置認可の弾力化を生かして柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等によって総合的な対応を図ることが基本であると考えられる。

特に国として重点的・戦略的に推進すべき人材養成分野については、当該分野の人材需要見込みや国際的環境等を的確に踏まえながら、高等教育機関の自主的・自律的な努力を幅広く誘導・支援していくことが考えられる。

国は、各高等教育機関の行動選択の参考に供するとともに、その自主的・自律的な努力を効果的に支援するため、分野ごとの人材養成に関する需要や国際的環境、求められる人材像等について、関係府省や民間政策研究機関等が保有する様々な情報を恒常的に収集・整理するなどして的確に把握し、提供すべきである。また、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定や意欲的な取組の評価・顕彰等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。

その中で、地域社会のニーズに十分こたえるべき分野(例えば医療・教育等)や、需要は少ないが学術・文化等の面から重要な学問分野については、国として全体的なバランスが図られるよう配慮していかねばならない。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、これらの分野ごとの人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討を加えていく必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

戦後の我が国における高等教育の急速な拡大により、量的側面での「ユニバーサル段階の高等教育」は実現しつつある。しかし、人的物的資源が必ずしも十分でないままでの急拡大が質的充実を伴ってきたとは言い難い。また、18歳人口が約120万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機関が単一の市場(18～21歳の日本人フルタイム学生、すなわち「伝統的學生」の獲得)を巡って競争するという状況は、社会全体としての効率性に欠ける面が大きい。新時代の高等教育には、全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要に的確に対応(複数の市場を開拓)して個々の高等教育機関が自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ることによって、真の「ユニバーサル・アクセス」(本章2(1)(ア)参照)を実現することが求められている。

近年、教育内容の改善や充実を図って様々な改革が続いている。この結果、多様化が進む中で大学とは何かといった本質や、高等教育機関間の個性・特色の違いが不明確になってきているとの指摘がある。ユニバーサル段階の高等教育にあっては、各学校種ごとの個性・特色を一層明確にしなければならない。

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、各学校種ごとに、それぞれの

位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

また、各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。

さらに、高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとらわれずに促進されるものと考えられる。

例えば、地域の国公立大学間の連携によるコンソーシアム（共同事業体）方式での単位互換制度の充実や、学問分野を超えた融合領域形成のための大学院間の連携等が考えられる。

（２）大学の機能別分化

高等教育機関のうち、大学は、全体として

世界的研究・教育拠点

高度専門職業人養成

幅広い職業人養成

総合的教養教育

特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究

地域の生涯学習機会の拠点

社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い(=大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

例えば、や の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学位課程に重点を置く大学もあれば、 の機能に特化してリベラル・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。こうした大学全体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中的・効果的に投入することにより、各大学の個性・特色の明確化が図られるべきである。

さらに、我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎えつつあることから、特に の機能に重点を置く大学にあっては、例えば、充実したりメディアル

(補習)教育の実施や、就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる。

このように、18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。このとき、

- ・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。
- ・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を行うこと。

等の点に特に注意しなければならない。

各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。

日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行っている大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。自らの理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えられ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。

高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じて具体的にどのような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題となってきた(本章4参照)。

(3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため、各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等により、重要な役割を果たすことが期待される。

(ア) 高等教育と初等中等教育との接続

初等中等教育は、これまで、「ゆとり」の中で「生きる力」(確かな学力、豊かな人間性、健康・体力)を育む教育を推進してきており、個に応じた指導等を通じて基礎・基本を定着させるとともに、生涯にわたって学ぶことのできる自己教育力を育成することを重視する流れにある。

高等教育は、国際的な標準での質の保証が重要な課題となっていることから、一定の水準を確保することが強く要請される。特に、産業界をはじめ実社会の人材需要は「独創性」「即戦力」「基礎学力」等高度化・多様化の一途をたどっており、人生や職業に関する選択の機会が年齢的に高くなる傾向の中で、高等教育を受けることによる付加価値の程度がますます注目され、高等教育段階での教育機能の重要性が指摘されている。

高等教育は、初等中等教育を基礎として成り立つものであると同時に、初等中等教育の在り方に大きな影響を及ぼすものである。また、両者の接点である大学入学者選抜を取り巻く環境も、急速な少子化の進行等を背景として大きく変化し、私立の4年制大学のうち約3割、短期大学では約4割が定員割れを起こしている。中には、入学者選抜が、本章4(1)で述べる「高等教育の質」の一環としての学生の質に関する選抜機能を十分に果たし得なくなっている例も見られる。また、進学率の上昇に伴う高等教育の大衆化や高等学校段階までの履修内容の変化等によって、入学者について履修歴の多様化が一層進み、このことが学生の知識・能力の低下や多様化を招いているのではないかといった指摘もある。このような状況をも踏まえて、高等教育

の質の確保・向上等に努める必要が出てきている。

このような状況を踏まえ、高等教育と初等中等教育との接続に留意することは、今後ますます重要である。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていくという視点が重要である。

初等中等教育との関連では、高等教育が初等中等教育の学校教員の養成機能を担っているという点も極めて重要である。教員養成を担当する大学教員の確保や資質向上を含め、より良い教員養成の在り方について、今後とも検討していく必要がある。

今後の高等教育においては、初等中等教育を基礎として、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(＝課題探求能力)の育成が重視されよう。例えば、後述のように、学士課程教育では教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、修士・博士・専門職学位課程では専門性の一層の向上を目指した教育を行うことを基本として考えることが重要となろう。

どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点も踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。

入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

(イ) 高等教育と生涯学習との関連

「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築するためには、各種の主体により多様な学習機会が豊富に提供されなければならない。そのうちで、公開講座をはじめとする各種の大学開放を通じ、質的に高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する者として、高等教育機関やそのコンソーシ

アム（共同事業体）が重要な役割を果たすことが期待される。

社会人学生は特に大学院で増加してきており、通学制の大学・短期大学・高等専門学校(本科)に在籍する社会人学生は合計で約3万人に達している。

大学等における社会人の受入れの推進については、従来より大学審議会の累次の答申等を受けて、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制の導入等の制度改善が図られてきた。さらに、平成14(2002)年2月の答申「大学等における社会人受入れの推進方策について」において、学生が柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や通信制博士課程等の導入について、同年8月の答申「大学院における高度専門職業人養成について」においては、高度専門職業人養成に特化した新たな形態の大学院としての専門職大学院制度の創設について、それぞれ提言がなされ、これらを受けて制度的な整備が図られている。このほか、最近では、社会人を含めた多様な学習者の利便に資するため、サテライト・キャンパスの設置等の動きも見られるようになっている。

今後は、このような形態の大学院の拡充を図るとともに、社会人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化を踏まえ、企業等におけるキャリア・パス形成との関連に留意しながら、特に修士・博士・専門職学位課程でのリカレント教育に対応した履修形態等についても、具体的な対応が求められよう。

また、今後は、生涯学習の意識の高まりに対応して科目等履修生や聴講生等の履修形態の多様化がさらに進むものと考えられる。また、一定のコースないし科目(群)を学んだ成果としての履修証明として、学位以外の方法が社会的に定着することも予想される。

さらに、生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度を、学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に留意しつつ設けることは、今後の重要な課題である。

我が国における短期高等教育の位置付けについても、ユニバーサル段階での新たな意義・役割や単位累積加算制度の検討との関連等に留意しつつ、明確化する必要がある。

なお、近年の厳しい雇用情勢等を反映して、若年層の無業者やいわゆるフリーターの増加が問題となっている。このような状況は、若年者本人のキャリア形成の支障となるだけでなく、我が国全体の経済的基盤にも中長期的に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、高等教育においても、初等中等教育や職業能力開発等に係る諸施策と効果的に連携しつつ、インターンシップの推進や職業意識・能力の形成支援等を通じて、若年者の職業的自立に寄与していく必要がある。

(4) 高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

(ア) 高等教育の国際化の進展

高等教育の国際化の進展に伴い、留学生数は近年急増しており、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍する留学生数の合計は平成15(2003)年度に初めて10万人を超えるに至っている。留学生交流は今後とも重要性を増すと考えられ、各高等教育機関がそれぞれの特色を発揮した形で世界各国からの優秀な学生の受入れや日本人学生の派遣に努め、国がこれを支援していく必要がある。その際、留学生の質の確保、在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実等が重要である。

また、今後は、高等教育機関においても海外分校・拠点の設置、外国の教育・研究機関との連携、e-Learning((イ)参照)等を通じて国境を越えた教育の提供や研究の展開等、国際的な大学間の競争と協調・協力が一層進展していくものと考えられる。

海外に目を転じてみれば、米国・英国や豪州といった英語圏の国々やドイツ等の高等教育機関が、東アジア・東南アジア各国に現地校を開設し、現地校のみの教育を受けることで居ながらにして本国の学位を得られるようにすることが盛んに行われ始めている。また、中国・韓国・マレーシア・シンガポール等アジアの国々でも、このような国際動向に積極的に対応し、外国の優れた高等教育機関を誘致しまたはこれと連携するための施策を展開し始めている。これは、国内の進学率の急激な上昇に対応すること、また周辺国の教育拠点(ハブ)となることを目的としたものと思われる。我が国においても、海外の高等教育機関と我が国の機関が提携して、我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などが複数計画されている。

以上のことは、我が国の18歳人口が減少を続ける中、各高等教育機関は国際的な競争的環境の下でも、人材養成や学術研究活動等について個性・特色及び経営戦略の明確化を一層進めなければならないことを意味している。

なお、国境を越えて展開される大学教育の提供による学位授与の機会を拡大するに当たっては、我が国の学位の国際的通用性の確保に十分留意することが必要である。また、我が国を含めた各国の大学制度、各大学の適格認定を含めた評価、教育内容及び学位の通用性等について学習者が判断すること

のできるように、国際的な大学の質の保証に関する情報ネットワークを構築することが急務である。我が国は、こうした国際的な協議に積極的に参加・貢献すべきである。

また、我が国の大学が世界各国からの優秀な留学生・研究者を惹き付ける^ひためにも、教育・研究の質が世界的に見て高い位置を占めることが必要であるが、今後は、留学生の交流等も含めて、国境を越えて展開される我が国の高等教育による国際的な貢献という視点を常に念頭に置いていく必要がある。特に、学術研究分野においてアジア地域内部でのパートナーシップをどう構築していくかは、我が国の高等教育にとって大きな課題である。

(イ) 情報通信技術の発達

通信制による高等教育は、地理的・時間的制約による通学の困難な者に対して学習機会を提供している。これまでの通信教育は郵便やテレビ放送等を利用したものがほとんどであった。しかし、時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、例えば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である。

情報通信技術(IT)の発展に伴い、各家庭へのブロードバンド通信が急速に普及しつつある。今後は、情報通信技術を利用した履修形態、いわゆるe-Learningの役割が増加していくものと思われる。放送大学についても、多様なメディアの活用等による一層の充実が期待される。

ただし、e-Learningは、知識の伝達には有効な手段であるが、これのみに頼り過ぎる余り、これからの時代にますます重要な幅広い人間性や社会性の^{かん}涵養がおろそかになることのないよう、十分な教育上の留意が必要である。

今後は、e-Learningの普及等、情報通信技術の飛躍的な向上を背景として、通学制と通信制の境界がより連続的なものとなり、伝統的な「キャンパス」(教育・研究環境)の概念にも少なからず影響を及ぼすものと予想される。

4 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

(1) 保証されるべき「高等教育の質」

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、事前規制から事後チェックへという流れの中、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の高等教育機関の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、一定の組織改編が届出で可能となったことを主な契機として、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が課題となる。

高等教育の質の保証に関しては、まず、個々の高等教育機関において、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、競争的環境の中での各高等教育機関の個性・特色の明確化が一層進む中において、学習者や社会の信頼を保持する上でも、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することも極めて重要であり、国としての基本的な責務である。

本来、保証されるべき「高等教育の質」とは、教育課程の内容・水準、学生

の質，教員の質，研究者の質，教育・研究環境の整備状況，管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって，高等教育の質の保証は，行政機関による設置審査や認証評価機関による評価（「認証評価」とは，すべての国公私立の大学等が，文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による評価を受ける制度をいう。以下同じ。）のみならず，カリキュラムの策定，入学者選抜，教員や研究者の養成・処遇，各種の公的支援，教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである。

高等教育の質に着目する場合，事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば両輪とした，質の保証が必要である。

高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については，双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。特に，一定の事前評価は必要であるとの観点から，設置認可制度について，我が国の高等教育の質の保証の仕組み全体の中での位置付けを一層明確化し，的確に運用すべきである。また，事後評価に関しては，認証機関による評価のシステムを速やかに整え，社会の負託に十分にこたえる効果的なものとなるよう発展・充実させていくべきである。

高等教育の質の保証を考える上では，教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。

（２）設置認可の重要性と的確な運用

（ア）設置認可の重要性

大学等の設置認可及びその審査の過程は，申請者と大学設置・学校法人審議会との「対話」を通じて，相応の時間をかけて，設置構想の実現可能性や信頼性を確保し，その内容を充実させる手続であり，高等教育の質を担保するための本来的な制度としての意義を有している。また，高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく，事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない。一部の外国に見られるような，学費の対価として安易に学位を取得させる非正統的な教育機関（いわゆる「ディグリー・ミル（またはディプロマ・ミル）」）の出現を抑止して学習者保護を図るための方策としても，一定の事前評価は必要である。

サービスという観点から見た場合、学校教育には、他のサービスとの関係で一般性と特殊性がある。特殊性とは、情報の非対称性、利用者が「学生」であること、単なる知識・技能の取得とは異なる(師弟関係や友人関係を含めた)学習環境の必要性、サービス享受後の効果に持続性があること、サービスの提供とその効果の検証に一定期間を要すること等を指す。

学校教育が一般的にはサービスとしての市場性を有することに留意しつつも、「高等教育の質」に関しては、市場万能主義に依拠するのではなく、教育サービスの質そのものを保証する観点を重視していく必要がある。

(イ) 設置認可の的確な運用

設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識(第3章1(1)(ア)参照)との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。

現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、設置審査の具体的な判断指針としては必ずしも有効に機能しにくい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動とも連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必要がある。

このような認識に立つとき、現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる(第5章2(1)参照)。「大学の質」にかかわる要件を明確化することは、多様な主体が参入して健全な大学間競争を活発に行うための環境整備として欠かせないものとする。ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。

なお、規制改革の一環として、設置認可については届出制の導入等の大幅な弾力化が逐次進められており、大学等の参入や組織改編は大きく促進されている。少子化が進む中で大学数が大幅に増加している状況を見れば、少な

くとも、設置認可制度が大きな「参入障壁」になっているとは言えない。今後は、これらの制度改正の効果等を十分に見極めつつ、教育の質の国際的通用性や学習者保護の観点を中心に踏まえ、拙速を避けながら適切に対応する必要がある。

(3) 認証評価制度の導入と充実

(ア) 機関別、専門職大学院評価及び分野別評価

平成16(2004)年4月から認証評価制度が導入されている。この制度は、認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、本審議会への諮問及びその答申の手続きを経て、一定の基準を満たす場合に文部科学大臣が評価機関を認証し、各評価機関が自ら定める評価基準に従って大学等の評価を行うものである。既に幾つかの機関が認証を受けて活動を開始しており、大学等の特色ある教育・研究の進展に資する観点から評価項目を設定するなど、様々な工夫を行い評価を実施することが期待される。

認証評価制度は、大学等の事後評価の中核として極めて重要であり、その質の維持・向上のため、社会に早期に定着し活用されることが望ましい。

事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考となるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要である。

評価結果に関する情報については、適時適切に社会や学習者に提供されるなど、高等教育の質の維持・向上のために活用されることが必要である。

(イ) 評価の質の向上

高等教育行政の機能・役割の変化に際しては、多元的な評価機関が形成されることが不可欠の前提となる。機関別や専門職大学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じて学協会等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される。各種評価機関の形成のための国の支援も必要である。

認証評価制度をはじめとした評価の仕組みが社会に定着して活用されるに伴い、評価の質の向上を図るため、評価方法や評価基準等の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや適正さを担保するための仕組みを整えること等が、今後の重要な課題となる。

(4) 自己点検・評価の充実

高等教育の教育・研究水準の維持・向上を図るためには、各高等教育機関が

積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い，結果を公表するとともに，その改善と充実に向けて不断の努力を行うことがまずもって大切である。また，自己点検・評価の結果は，改組に伴う設置審査や定期的な認証評価の場面で活用されるという意味でも重要である。

特に，自己点検・評価結果の公表に当たっては，各高等教育機関が自ら重点を置く機能及びその機能にかかわる具体的な教育・研究上の目標を明示し，目標の達成度や達成の可能性について検証することが望ましい。

(5) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用

教育内容・方法，財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程，認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど，社会に対する説明責任を果たし，当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。

具体的には，例えば，ホームページ等を活用して，自らが選択する機能や果たすべき社会的使命，社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書，学則，自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

また，当該機関による情報開示だけでなく外部からの評価結果も併せて提供されることが学習者の便宜のために重要であることから，認証評価機関による評価の結果も開示することとされており，当該機関の質の確保・向上のために積極的に活用される必要がある。

評価結果等に関する情報については，大学等の個性・特色を伸ばし，質を高めるための競争を促進する観点から，公的財源等各種の資源の効果的な配分に適切に反映するなど，積極的に活用されることが重要である。

なお，専門学校に関しては，引き続き，各都道府県段階での適切な設置審査の実施と，各専門学校による自己点検・評価や外部検証の努力により，質の確保及び向上を図ることが期待される。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

本章では、中長期的(平成17(2005)年以降、平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主としてそれぞれの高等教育機関の在り方に関する事項を示すこととする。

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、それぞれの教育・研究について必要な改善・充実に努め、質の向上を図ることは、今後とも重要な課題である。

(1) 大学

大学は、学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

(ア) 大学の自律性と公共性

大学とは、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。また、このような大学における教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として授与されるものが学位である。

社会が発展していくためには、その基盤として、新しい知識を創造するとともに高度に活用する高い専門性を持った人材を育成することが不可欠である。人類の長い経験と叡智^{えい}の中で、これを最も良く担う社会的な存在として確立されてきたものが大学にほかならない。大学は、社会と関連性を保ちつつも一定の距離を置いた自主的・自律的な存在として、教育と学術研究を通じて社会全体の共通基盤の形成に寄与してきたのである。

今後の知識基盤社会において、我が国が伝統的な文化を継承しつつ国際的

な競争力を持って持続的に発展するためには、知的創造を担い社会全体の共通基盤を形成するという大学の公共的役割が極めて重要であり、大学は、その設置形態のいかんを問わず、大学としての社会的責任を深く自覚することが必要である。

これからの知識基盤社会において求められる人材は、大学のみならず高等専門学校、専門学校、さらには企業内教育等の社会教育においても育成することが期待される。しかし、こうした多様な機関による人材育成は、社会全体の共通基盤の形成という大学の役割を土台としてこそ最も効果的に行われるものであり、社会にとっての大学の重要性を一層高めるものと考えられる。この意味でも、大学においては特に「出口管理」の強化が重要である。

(イ) 学位と課程

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際的に共通理解となっている。

このため、学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際的通用性のある大学教育等の修了者の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を踏まえて審議していく必要がある。例えば、博士の学位は独立した研究者としての基礎的な能力証明を意味するものとして授与されるべきとの考え方もある。

現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

(ウ) 教員組織

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。特に、今日、若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教授・助手の位置付けの見直しを図る必要があること等が指摘されている。

現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする教授及び助教授の2種類の職とともに、教育・研究を主たる職務とするか教育・研究の補助を主たる職務とするかが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。

このうち、現行の助教授の職は、職名や職務内容が実態にそぐわない等の指摘や国際的通用性の観点を踏まえて廃止し、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とする「准教授」を設けることが適当である。

また、現行の助手については、教員組織における位置付けが曖昧で、実際に担っている職務も多様であることから、将来の大学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第1段階となる職が明らかになるよう、自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする新しい職を設けるとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。

新しい職の名称については、大学の教員組織の一員として自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする若手教員の位置付けに相応していること、現行の学校教育法上の各職の定着度や知名度、運用の実態等を踏まえたもので

あること、国語的・文化的な観点からできる限り自然な名称であること、国際的な通用性の観点からも説明しやすいものであること等に十分留意することが必要であり、これらを総合的に勘案すると、「助教」という名称が最も適当と考えられる。

これらの措置により、今後の大学教員の基本的な職としては、教育・研究を主たる職務とする職として教授、准教授及び助教の3種類を、教育・研究の補助を主たる職務とする職として助手を定めることとすることが適当である。

なお、准教授、助教及び助手は、基本的には、大学に置かなければならない職としつつ、各大学の方針や各分野の実情等によっては、置かないことができることとすることが適当である。

また、准教授や助教を新設する場合も、大学には、大学院学生等への教育、教育課程の編成、入学者選抜、診療等、大学が組織として決定した方針等に従い、各教員の役割分担及び連携の下、組織的に行わなければならない職務が存在する。こうした職務の遂行について支障が生じないように、大学設置基準等に各教員の役割分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責任の所在が明確であるよう教員組織を編制するものとする旨を規定すべきである。

各大学が、教育・研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、具体的な教員組織の編制をより自由に設計することができるよう、講座制又は学科目制を基本原則とする現在の大学設置基準の規定を削除し、教員組織の基本となる一般的な在り方として、教育・研究上の目的を達成するために必要な教員を置き、主たる授業科目は原則として専任の教授または准教授が担当することや、各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に関する規定を定めるべきである。

上記の制度改正が円滑に、かつ、実効性をもって機能するためには、各大学が制度改正の趣旨を生かして積極的に取り組むことが必要である。各大学において真摯な検討と取組が行われ、教育・研究が一層活性化することが期待される。また、助教等若手教員の活躍を通じた教育・研究の活性化を促すための支援措置の充実を図っていくことが求められる。

高等専門学校^レの教員組織に関しても、大学の教員組織に関する見直しの趣旨が該当するものについては、同様に見直しを図ることが適当である。

(エ) 学士課程

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程3年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

《学士課程の多様性》

社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。

学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「21世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

大学(学士課程段階)への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的
学生のみならず社会人学生や外国人留学生が増加していること等を踏ま
え、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性
を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求
められている。

《教養教育》

新たに構築されるべき「教養教育」は、学生に、国際化や科学技術の進
展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでな
ければならない。各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、か
つての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教
育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知
識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関す
る深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養^{かん}に努めることが期待される。

このような観点から、教養教育に携わる教員には高い力量が求められる。
加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方
法の改善に努める必要がある。入門段階の学生にも高度な知識を分かりや
すく興味深い形で提供したり、学問を追究する姿勢や生き方を語ったりす
るなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。

《専門教育》

職業的素養にかかわる専門教育については、専門職大学院制度の発足を
契機として、学士課程段階を中心に完成させるものと修士課程・専門職学
位課程段階を中心に完成させるものを、学問分野の特性や各種職業資格と
の関連に応じて具体的に仕分けして考えていく必要がある。

《カリキュラム，単位，年限》

学士課程は、基本的役割として、学生の人格形成機能や生涯にわたる学
習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を
行うことが不可欠である。そこで、学士課程教育の充実のため、分野ごと
にコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、このコア・カ
リキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付け
られることが期待される。

単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質
化(単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保)や学修時間の考え方と修
業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要が
ある。

学士課程教育の修業年限については、国際的通用性の確保や単位制度の

実質化等に十分留意しつつ，検討していく必要がある。従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか，修士・博士・専門職学位課程との関係では，学習経路が多様化するものと考えられる。この場合，特に第2章3(2)で の機能を重視する大学が学士課程教育を総合的教養教育型にする場合においては，学士課程3年修了による大学院進学を積極的に活用することが考えられる。

《就職活動》

企業採用に向けた就職活動は，大学と産業界の連携の下，その早期化・長期化による学士課程教育への実質的な支障のないよう十分な配慮が必要である。さらに，修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

(オ) 大学院 (修士・博士・専門職学位課程共通)

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあっては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養成等)での創設・拡充等が必要である。

大学院教育は、学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。

我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

このため、学士課程教育との適切な役割分担、学生・教員の流動性の向上、教員の教育・研究指導能力の向上等について、学問分野別に具体的な検討を深化させる必要がある。

大学院教育の実質化のための重要課題としては、以下のものが考えられる。
《基本的な課題》

- a) 人材養成の観点からの各大学院(課程)の機能の明確化
- b) 大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化
- c) 大学院教育の実質化のための大学院組織の在り方

《特に分野別に検討の深化が必要と考えられる課題》

- d) 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導体制の確立(大学院教育の実質化)
 - ・教員の教育・研究指導能力の向上のための方策
 - ・今後の研究者等として必要な高度な素養の涵養の在り方

- ・ 教員・学生の流動性の拡大のための方策
 - ・ 社会のニーズと大学院教育の適切な対応関係の確保のための方策
- e) 研究者等及び大学教員養成機能の充実
- ・ 博士課程における体系的な教育課程の確立
 - ・ 大学院の研究機能の強化(施設・設備など)
 - ・ 学生に対する経済的支援と大学院修了者のキャリア・パスの多様化の促進方策

f) 実効性ある大学院評価の確立

これらの課題についての検討の成果を踏まえ、世界最高水準の質を誇る大学院教育の充実を図る観点から、国は、大学院教育の実質化のための将来計画を策定する等、集中的な取組を行い、大学の自主的かつ意欲的な計画に積極的な支援を行っていくことも検討すべきである。

また、先進諸国を含めた世界各国の優秀な留学生・研究者を惹き付けるためには、我が国の大学院における教育・研究の質が世界的に見て高い位置を占めることが前提として必要である。

近年の学問分野の学際化・融合化や、幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材等の、社会において求められる人材の多様な要請等に対応する手段として、主専攻・副専攻制(主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる組織的な取組)やジョイントディグリー(一定期間で複数の学位を取得できる履修形態)は有効な方策と考えられる。

(カ) 修士課程

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成、我が国の知識基盤社会を支える「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担う。各大学院においては、教育目標など課程の目的・役割を明確化し、体系的な教育課程を編成する必要がある。

これらの機能を担うために必要な教育としては、例えば、

- ・ 国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育
- ・ 学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、または、論文作成を基本とした教育のほか、養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得する教育など、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視した教育

等が重要である。

(キ) 博士課程

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する課程として、明確な役割を担うことが適当であり、体系的な教育課程を編成する必要がある。

これらの人材の養成に必要な教育としては、例えば、

- ・ 顕著な研究業績を性急に求めるような教育ではなく、自立して研究活動を行う能力の基礎を培う教育
- ・ 比較的長期にわたる企業や海外での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽^{さん}を積む教育
- ・ 学生同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力・自律力を磨く教育
- ・ 高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育
- ・ 加えて、大学教員を目指す学生に対しては、学生に対する教育方法の在り方を学ぶ教育

等が考えられる。

今後の知識基盤社会にあっては、博士号取得者が、高度な研究・分析能力や専門的知見を生かして、研究・教育機関ばかりでなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが十分予想される。大学では博士号取得者のキャリア・パスの多様化にこたえる工夫が求められると同時に、これらの人材を受け入れる社会全体での積極的な取組が不可欠である。

(ク) 専門職学位課程

専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT(技術経営)、公共政策、教員養成等)での創設・拡充等が必要である。理論と実務を架橋する実践的教育や職業的倫理の涵養^{かん}が充実され、社会人等多様な学生を受け入れて各種の高度専門職業人が養成されることを通じて、社会全体の流動性の向上と活性化に大きく貢献することが期待される。その際、上記以外の特定の高度専門職業人養成の分野においても、国は、専門職学位課程の在り方について、今後、幅広く十分な検討を行うことが適当である。

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養^{かん}する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

他方で、専門職大学院制度の創設により、大学院教育と専門学校教育との関係が曖昧^{あいまい}になっているとの指摘がある。

- ・ 専門学校は、実際的な知識・技術等を習得するための実践的な職業教育
・ 専門技術教育機関として定着
- ・ 専門職学位課程における教育は、大学の学士課程段階の幅広い教養教育等を基礎として、特に「理論と実務の架橋」を重視し、高度の専門性が求められる特定の職業を担うための知識・能力を高い学問的水準において養うもの

専門職大学院及び専門学校は、この目的・役割の違いに十分留意しつつ、それぞれの特色を生かし、共に社会が求める人材を養成する機関として一層発展していくことが期待される。

高度専門職業人の養成に必要な教育としては、例えば、

- ・ 「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的・継続的な教育
 - ・ 単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせた教育
 - ・ 特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養^{かん}する教育
 - ・ 高度専門職業人として求められる表現能力や交渉能力を磨く教育
- 等が重要である。

(ケ) 短期大学の課程

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

18歳人口の減少や女子の4年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要がある。

従来から、短期大学の課程の機能としては、教養と実務が結合した専門的職業教育、より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、この機能は事実上一体化して重要性を増しており、この機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。また、そのような位置付けにふさわしい実質を十分に備えるべく、短期大学の課程の教育の積極的な改革が期待される。

学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり、短期大学における教養教育は、4年制の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育であると考えられる。短期大学の課程の教育上の特色は、こうした「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。

また、短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものである点で、他の機関により提供される実務教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。短期大学関係者は、4年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教育の充実に不断の努力を傾注する必要がある。

短期大学は、今後とも、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立等による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

以上の点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

学位の名称については、我が国の学位の沿革や構造、諸外国の短期高等教育の課程に係る学位の名称など関連する要素が多岐にわたるとともに、今後は、大学制度について、短期大学も含めて学位を授与する課程を提供する場としての位置付けを明確化していく方向が望まれること、学校制度体系の現状に即してできるだけ一般に分かりやすい表示が求められること等を総合的に勘案して、「短期大学士」とすることが適切と考える。

(2) 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

高等専門学校卒業後に専攻科や大学へ進学・編入学する学生の増加を踏まえると、教育内容や履修指導等も含めて他の高等教育機関への円滑な接続にも配慮する必要がある。一方で、高等専門学校の役割や位置付けが相対化し、早期からの体験重視型の専門教育による実践的・創造的技術者等の養成という本来の個性・特色が不明確になることのないよう留意することも重要である。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算することとされているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することにより、各学校における柔軟なカリキュラム編成の実現等が期待される。具体的には、教室外での自学自習を促すための指導上の工夫や総授業時間数の維持・確保に特に留意しつつ、一定の範囲内(例えば60単位以内)において、各学校の判断により、45時間の学習を1単位として計算する授業科目を設定できるよう、国は、単位計算方法を見直すことが適切である。

国立高等専門学校の法人化など高等専門学校を取り巻く状況の変化、今後の高等専門学校の管理運営の具体的な在り方や高等専門学校の基本的方向性を踏まえ、名称を含めた社会的認識の改善の問題や専攻科の役割等については、今後の重要な課題である。

(3) 専門学校

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置付けを明確にする必要がある。

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で、社会的要請にこたえて実践的な知識・技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

専門士の称号所持者や大学等卒業者が入学する例の増加等を踏まえ、高度な職業教育機関としての役割を担う専門学校は、今後、一層の個性化・多様化を進める必要がある。

専門学校は、今後、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る必要がある(第2章3(1)参照)。その一環として、以上の点を踏まえつつ、専門学校のうち一定の要件(例えば、修業年限4年以上、修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成、総授業時間数が3,400時間以上、等)を満たすと認められたものを卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

2 国公立大学の特徴ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特徴ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

国公立大学がそれぞれ特徴ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

特に、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善により、国公立それぞれの枠組みの中で自律性と透明性を確保する仕組みが整えられた。これらは、各大学の個性・特色の明確化や適正な競争を確保する一つの前提をなすものと期待される。

このような個性・特色は、国公立を問わず、各大学が自ら選択するものである(第2章3参照)。したがって、国公立大学に期待される使命や役割等の区別は必ずしも一律かつ絶対的なものではない。しかしながら、時代や社会の要請に応じて変化しつつも形成されてきた、国公立それぞれを全体として見た場合の特色は、制度面にも反映しており、これを意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。そこで、既に大学審議会答申等でもなされてきた整理を踏まえつつ、国立大学の法人化等による新たな展開をも考慮に入れると、おおむね、以下のように考えられる。

まず、国立大学については、国からの公的支援により支えられるという安定性、学長任命や中期目標・中期計画に関する国の関与等の特性がある。これらは、国立大学が、国の高等教育政策をより直接的に体现するという側面を持つことに由来する。したがって、国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役割を担うことが求められる。そして、このような役割を十分に果たしていない場合には、国立大学法人評価委員会の評価等も踏まえつつ大学の実情に応じた組織運営体制の改善が求められるべきものと考えられる。

国立大学は、国立大学法人制度の趣旨を生かし、自主性・自律性を発揮して一層活性化することが期待されるが、そのためにも、制度の改善・整備を不断に図っていく必要がある。

次に、公立大学については、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。その際、公立大学法人制度を活用することも有力な手法の一つと考えられる。

公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという側面を持つものと考えられる。したがって、公立大学には、各大学の設置目的に沿って、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。

さらに、私立大学については、特に戦後の我が国における高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、高等教育機関の社会貢献の促進の面でそれぞれ大きな役割を果たし、社会の発展にとって重要な貢献をしてきた。とりわけ、各大学の建学の精神を生かした独自の校風による教育・研究の実施は、多様性に富んだ個性豊かな人材の育成や、多様な知的価値の創造等を通して、我が国のあらゆる面での発展を支えてきている。

私立大学は、国公立大学とともに公教育としての高等教育の重要な一翼を担っており、高い公共性を有し、社会的責任を負っている(本章1(1)(ア)参照)。こうした観点から、各大学が、未来社会の創造に向けての様々な要請にこたえつつ、活力ある多様な人材の育成、基礎から応用にわたる多様な先端的・独創的研究、地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資する多様な活動等の諸機能の強化に努める中で、例えば、世界的研究・教育拠点の形成や高度専門職業人の養成に力点を置くもの、総合的教養教育や芸術・体育等の専門的分野に軸足を置くもの、地域貢献や国際交流等に力を注ぐものなど、全体として多様な発展を遂げていくことが重要である(第2章3(2)参照)。こうした各大学の多様な発展を一層促進するためには、それぞれの建学の精神にのっとり自主的・自律的な運営を確保することが不可欠であり、先般の私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を積極的に生かすことが期待される。

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

株式会社・NPO・個人等、多種多様な形態により提供される学習機会は、今後の知識基盤社会の中での幅広い学習機会の一環として重要な役割を担っていくことが期待される。

関連して、現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

本章では、中長期的(平成17(2005)年以降、平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主として高等教育の発展を目指した社会の役割に関する事項を示すこととする。

1 高等教育の発展を目指した支援の在り方

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。このため、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあつて、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題(地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等)への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、私立大学については、基盤的経費の助成を進める。その際、国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献の諸活動を支援すること、公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的に改革に取り組む大学等をきめ細やかに支援すること、民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放すること、競争的資源配分の間接経費の充実により、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

(1) 高等教育への支援の拡充

高等教育機関は、教育・文化、科学技術・学術、医療、産業・経済等社会の発展の基盤として中核的な機能を有する極めて重要な存在である。

我が国の高等教育は、国公私立の三つの設置形態による機関がそれぞれの特色を発揮することにより発展してきているところであるが、中でも私立学校の比重は高く、例えば、大学・短期大学・高等専門学校合計では学校数・学生数ともに約4分の3を占めるなど、私立学校は我が国の高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきた。また、高等教育の費用負担は、その直接的受益性に着目して、これまで家計に多くを依存してきている。現在では、国公私立を問わず学生納付金が国際的に見てもかなり高額化しており、これ以上の家計負担となれば、個人の受益の程度との見合いで高等教育を受ける機会を断念するが生じ、実質的に学習機会が保障されないおそれがある。国は、個人の経済状態を問わず高等教育を受ける機会を実質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から、教育・研究条件の維持・向上や幅広い教育・研究活動を安定的に行う環境の整備とともに、意欲と能力のある個人に対する奨学金をはじめとする学生支援の充実等の各般の措置を総合的に推進することにより、学習者の学習機会の保障に努めるべきである。

また、高等教育に関しては、学生個人とともに、高等教育を受けた人材によって支えられる現在及び将来の社会もまた受益者である。このことは、高等教育がエリート段階(進学率15%未満)、マス段階(同15%以上50%未満)又はユニバーサル段階(同50%以上)のいずれにある場合でも基本的に変わるものではないと考えられる。

ユニバーサル段階では、高等教育の普及によって個人が高等教育を受けたことによる収益は低下すると一般的には考えられるが、知的なネットワークの広さと質が極めて重要な意義を持つ知識基盤社会においては、質の高い労働力や研究成果の供給による利益のほかに、層の厚い高等教育の存立そのものが経済社会全体の発展の基盤として不可欠の存在となるものと考えられる。

このため、高等教育に要する費用は、学生個人のほかに、社会全体や産業界等も負担すべきものであり、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

高等教育の重要性にかんがみ、各国で高等教育への投資を充実しつつある。例えば、英国では、授業料を増額する一方で、高等教育に対する財政支出の対GDP比を0.7%から0.8%へと増加させつつある。

我が国においては、私立学校が高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきたという沿革もあり、伝統的に私費負担の割合が高く、高等教育に対する公財政支出の対GDP比は0.5%と、諸外国に比べて極めて低い状況にある。もと

より、GDPに対する公財政支出の割合や教育制度の相違など国により様々な条件が異なるため単純な比較は困難であるが、今後、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、高等教育の社会的価値や重要性について国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

(2) 高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システム

高等教育への国からの財政的支援は、伝統的に、(a)国立学校特別会計や私学助成による機関運営経費の措置と助成、(b)科学研究費補助金や各種の委託研究費等の研究活動助成、及び(c)育英奨学等の学生支援経費が中心であったが、それぞれの趣旨・目的は異なるものと考えられ、これら全体で高等教育へのファンディング・システムを構成するとは必ずしも明確に意識されなかった。近年は、(a)(b)の中間的な形態として(d)「21世紀COEプログラム」「特色ある大学教育支援プログラム」等の国公私を通じた競争的・重点的支援、競争的な研究資金の間接経費や国立大学法人に対する特別教育研究経費の措置、(b)(c)の中間的な形態として(e)ティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)への支援、日本学術振興会特別研究員事業等が行われるようになり、支援の形態の多様化が進められてきた。

今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。特に、国際的環境を視野に入れた支援を行うことがますます重要になっている。これらにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題(地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等)への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、私立大学については、その多様な発展を一層促進するため、基盤的経費の助成を進める。その際、国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献のための諸活動を支援すること、公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、国公私を通じた競争的・重点的

支援の拡充により、積極的に改革に取り組んで成果を挙げている大学等をきめ細やかに支援すること、民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放し、活力にあふれた研究環境を整備すること、競争的資源配分の間接経費を充実することにより、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、高等教育を受ける意欲と能力を持つ者を経済的側面から援助するため、奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

高等教育機関の財源として、学生納付金や国・地方公共団体からの支援だけでなく、民間企業や個人等からの寄附金・委託費や附属病院収入・事業収入等の自主財源も確保し、財源を多様化することが望まれる。国はそのような努力を積極的に支援すべきである。

このような民間企業や個人等からの支援の充実は、社会の大学に対する評価をフィードバックし、大学の社会貢献を一層促す上でも効果的と考えられる。

2 高等教育の発展を目指した各方面の取組

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう(再掲)。その際、大学の自律性に十分配慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

地方公共団体と国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

(1) 国の高等教育行政の取組

大学は国家・社会に対して一定の自律性を保持することがその本質的特徴であり、大学に対する国の関与及び支援は、国家・社会の側から見た大学の公共性に着目してなされる。公共性と自律性とは相互に緊張関係に立つが、必ずしも相矛盾するものではない(第3章1(1)(ア)参照)。したがって、関与と支援の在り方は、大学の自律性を尊重しつつも、公共性についての国家・社会の側の理解の仕方に影響を受け、また、関与の程度と社会的な評価に応じた支援が行われるのが基本となる。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習

者に対する各種の情報提供， 財政支援等が中心となろう(再掲)。その際，大学の自律性に十分配慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

特に に関して，「高等教育の質」を保証するためには，設置認可の的確な運用を基礎としつつ，認証評価制度の充実，経営状況の悪化した高等教育機関への対応，大学入学者選抜の改善，初等中等教育の充実等の各種関連施策を総合的に推進する必要がある。

大学の自律性を保障するためには，大学の経営のための財源の多様性・安定性を確保することが是非とも必要である。学生納付金，附属病院収入，公財政支援，外部資金，寄附金，資産運用益，学校債等の各財源別に改善ないし促進方策を講ずることが重要である。

公財政支援に関しては，多元的できめ細やかなファンディング・システムが形成されることが，大学の財政的基盤の充実とともに自律性を保障する上からも望ましい。

今後，教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には，このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

(2) 地方公共団体の取組

国公立を通じた地域の大学全体との関係については，委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成，公開講座の実施等につき，大学の教育・研究活動と地方公共団体の施策展開の有機的な連携を図ることが期待される。その際，地方公共団体側がその判断に基づき，受益の程度やその見通しに対応した財政的支援を行うことも有効であると考えられる。

公立大学を設置し管理運営を行う場合には，例えば公立大学法人制度を活用するなどして，大学の自律性を十分に尊重しながら，設置目的を明確化し，それぞれの地域の向上発展への貢献のため，地域社会の様々な要請等を踏まえつつ，より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

構造改革特区制度を活用して地方公共団体が策定する特区計画の下での大学の設置に関して，地方公共団体には，構造改革特別区域法に基づく責務を十分果たしつつ，創意工夫に富む取組を行うことが期待される。

(3) 産業界等の取組

学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し，産業界は，それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう，十分に配慮することが期待される。例えば，博士課程の質的向上に関する大学側の努力と博士号取得者に対す

る企業側の処遇・活用の努力とは、同時並行的になされなければ効果は期待できないと考えられる。

これまでの我が国では、大学や民間の政策研究機関等を含めた社会全体の知的セクターの形成・充実に熱心であったとは言い難い。また、近年の経済情勢の影響で社会全体の知的蓄積は危機的状況にあるとの指摘すらある。今後は、知的セクターの人材層を厚く形成するとともに、様々な分野で知的活動を行う人材が流動し、我が国社会全体の知的基盤を構成していくことが重要である。産業界は、高等教育機関をはじめとして、人材(研究者、大学教員)の受入れと送り出しを他の様々な機関との間で一層活発に行うことが期待される。

また、高等教育機関は人材を養成し社会へ送り出すものであることから、人材(学生)の送り出しと受入れ(社会人学生)という点でも社会と双方向の関係に立つ。すなわち、産・官・政といったセクターの人材戦略が高等教育機関の人材養成に与える影響は大きいものがあり、研究面にとどまらず人材養成面でも十分な産学官連携が求められる。特に、留学生教育に多くの資源を投じてきているこれまでの状況を踏まえれば、留学生を含めた人材の活用を社会全体で真剣に図っていく必要がある。

人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。この点に関しては、修士課程等への企業派遣の促進のほかにも、雇用関係を一旦離れてから進学・再入学し学位を取得した者に対して十分な処遇を用意することも期待される。

専門職学位課程との関係では、高度専門職業人による各種の職能団体が形成ないし活性化され、専門職学位課程と密接に連携を図ることが期待される。

また、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付けることが期待される。短期的な経済情勢や国の支援策のいかんによらない持続可能な産学官連携の体制の構築が求められている。

産業界には、国内の大学を投資対象として一層積極的に評価・活用することが期待される。各企業の合理的な経済行動に影響を与えるためには、我が国の大学の研究水準や経営状態等に関する大学側からの適時適切な情報の提供が不可欠であるが、より効率的な投資行動のため、産業界側にも最新の正確な情報を能動的に収集する努力がおのずと求められよう。こうした動きは、我が国の大学にとっての競争的環境の醸成にも大いに資するものと思われる。

このような産業界の取組を促進するため、様々な機会をとらえて高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。また、そう

した場を通じて、産業界側の意欲的な取組を評価し顕彰すること等も有効と考えられる。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

本章では、中長期的(平成17(2005)年以降,平成27(2015)年~平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を提言することとする。

1 将来像に向けた施策の主要な柱と方向性

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。これからの「知識基盤社会」において、高等教育は、個人的人格形成上も国家戦略上も極めて重要である。

今後は、国際競争が激化し、国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代であり、国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、高等教育政策の手法は「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行することとなる。

こうした基本的な考え方を踏まえて、今回の将来像においては、

18歳人口の減少や大学・短期大学の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に達するなどの状況を踏まえた高等教育の量的変化の動向

新時代の高等教育が全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するために求められる高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

学習者の保護や国際的通用性の保持のための、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による高等教育の質の保証

個性・特色の明確化を通じて教育・研究の質の向上を目指す各高等教育機関の在り方

- ・大学(学士課程,修士・博士・専門職学位課程,短期大学の課程)
- ・高等専門学校
- ・専門学校

高等教育の発展を目指した社会全体(国・地方公共団体や産業界等を含めて)の役割の重要性

等が主要な柱となっている。以下では、この方向性を踏まえて関連施策についての考え方を整理することとする。

2 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策

ここでは、1で述べた主要な柱と方向性を念頭に置きつつ、これらに沿って将来像の内容を実現するために必要と考えられる施策を「早急に取り組むべき重点施策」及び「中期的に取り組むべき重要施策」として提言することとする。国は、これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また、各高等教育機関においても、これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。

(1) 早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)

高等教育の量的変化の動向についての関連施策

(人材養成に関する社会のニーズへの対応)

分野ごとの人材養成に関する需要を的確に把握するとともに、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。その際、迅速かつ機動的な政策手法の活用に留意すべきである。

(各高等教育機関の経営の改善)

各高等教育機関が自ら行う経営改善のための努力を支援する必要がある。また、経営状況の悪化した機関への対応策の充実を図るため、関係機関の協力体制を作っておく必要がある。

高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

(入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化)

大学・短期大学への進学率が約50%に達し、高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約75%に達している状況を踏まえ、各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである。特に、各機関ごとのアドミッション・ポリシー(入学者選抜の改善)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の改善)、ディプロマ・ポリシー(「出口管理」の強化)の明確化を支援する必要がある。

(留学生交流の促進・充実)

留学生交流を一層促進・充実するため、留学生の質の確保、在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実、卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進する必要がある。

高等教育の質の保証についての関連施策

(大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化)

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証に関し、大学等の設置認可や認証評価等における審査の内容や視点の明確化を図る必要がある。

(例えば、学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織、学問分野に応じた十分な学問的経歴等を有する教員(研究者教員)の配置、「専任教員」の教育・研究や管理運営上の責任、「実務家教員」の実績評価方法、教養教育の実施方針の明示、設置後の学校法人の経営状況など)

各高等教育機関の在り方についての関連施策

(教養教育や専門教育等の総合的な充実)

教養教育や専門教育等の在り方の総合的な見直しを通じて、「21世紀型市民」の育成を目指し、多様で質の高い学士課程教育を実現する。このため、充実した教養教育の実施や分野ごとのコア・カリキュラムの策定等を支援する必要がある。

(大学院教育の実質化)

体系的な教育課程の実施による充実した大学院教育の実現を支援すべきである。また、大学院教育の実質化のための将来計画を策定するなどにより、大学院における教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。

(世界トップクラスの大学院の形成)

大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、世界的研究・教育拠点の形成を支援し、トップクラスの大学院を目指す必要がある。

(助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化)

教育・研究を組織的に展開するとともに若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の見直しによる活性化を図る必要がある。

高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

(高等教育への支援の拡充)

高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入を図るべきである。特に、教育基本法及び教育振興の在り方の検討を見据えつつ、欧米並みの公的支出に近づける努力が必要である。

(多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築)

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中で高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせること(デュアル・サポート)により、多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築を図る必要がある。

- ・ 国立大学支援
- ・ 私立大学支援
- ・ 公立大学支援
- ・ 国公私を通じた競争的・重点的支援
- ・ 競争的資源配分
- ・ 学生支援

(学生支援の充実・体系化)

高等教育を受ける機会を実質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から，学生の多様な需要や社会的要請を踏まえつつ，学生に対する効果的な経済的支援のための関連施策の充実・体系化を図る必要がある。特に，大学院レベルでの国際的に有為な人材の育成に留意すべきである。

(2) 中期的に取り組むべき重要施策

高等教育の量的変化の動向についての関連施策

社会のニーズと高等教育の適切な対応関係の確保に資するため，人材養成に関する高等教育機関や産業界等の意欲的な取組の評価等の活動を継続的に推進する必要がある。

高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

学習者の多様なニーズに対応した教育サービスの提供を支援するため，履修形態の弾力化を一層進める必要がある。

社会人の学習意識の高まり等に対応して，学位以外の履修証明の方法の普及や社会的な定着を促進する必要がある。

通学制・通信制の区分の在り方を含め，新時代のキャンパス像(教育・研究環境)の在り方について幅広く検討する必要がある。

設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。

研究活動の中核を担う人材，教育活動の中核を担う人材，経営を支える人材それぞれの資質向上とそれにふさわしい処遇の確保を図る必要がある。

高等教育機関の運営に関して，法務・財務，労務管理，病院経営，入学者選抜，学生生活支援，産学官連携・技術移転等の分野で活躍する専門的人材(教員や事務職員等の別を問わない。)の内部育成や外部登用を活用して，幅広く厚みのある人材層の形成を促進する必要がある。

高等教育の質の保証についての関連施策

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証を推進する必要がある。

- ・ 認証評価の円滑な導入と充実
- ・ 国際的な質保証システムの構築への貢献
- ・ 自己点検・評価の充実及び情報公開の一層の促進
- ・ 認証評価以外の各種の評価活動の支援
- ・ 評価する側の適正さの担保

各高等教育機関の在り方についての関連施策

大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で，各種の職能団体との連携

など分野の特性に応じた設計の下での専門職大学院の創設・拡充等を図る必要がある。

各学校種ごとの個性・特色の違いを明確にし，国際的通用性の確保に留意しつつ，相互の連携・接続の円滑化を図る必要がある。

短期大学・高等専門学校・専門学校の各学校種ごとの位置付けや役割に応じた多様で質の高い教育の展開を支援する必要がある。

国立大学の法人化，公立大学法人制度の創設，私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を生かして，国公私立大学それぞれが，組織運営体制の充実，学長のリーダーシップの強化，学内組織の役割分担の明確化等を図れるよう支援する必要がある。

高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築等を通じて，国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担，適切な競争条件の確保を目指すべきである。

各高等教育機関は，寄附金・委託費や附属病院収入・事業収入等の自主財源確保など，多様で安定的な財源の確保を図ることが望まれる。国はそのような努力を積極的に支援すべきである。

(補論 1) 21世紀初頭の社会像

ここでは、21世紀の我が国の高等教育の将来像を検討する前提として、21世紀初頭に想定される国際社会及び我が国社会の姿を展望することとする。

(1) 21世紀初頭の国際社会の展望

21世紀の基本的な課題として、持続可能な発展を遂げる社会への転換が挙げられる。人口、食糧、環境、資源エネルギーなど、人類全体で取り組まなければ解決が望めない問題は枚挙にいとまがない。例えば、現在約63億人の世界総人口は、2050年には約89億人にまで急増すると予測されている。

21世紀は、地球的規模での国際協調と国際競争が同時並行して進行する時代である。世界共通の課題の増加に伴って、地球温暖化防止、生物多様性保存、世界遺産保護、SARS(重症急性呼吸器症候群)等の新興・再興感染症対策など、国際的枠組みで様々な取組がなされ始めている。同時に、20世紀末に東西冷戦が終結した後の経済のグローバル化に伴う市場・知的財産・人材を巡る競争の激化に象徴されるように、世界大競争時代の到来とも言える状況が現出している。さらに、EUの誕生をはじめとして、地域ブロックで連携を強めて競争力を確保しようとする動きも活発化しつつある。

国際社会の安全と秩序の維持に関しては、東西両陣営の冷戦対立構造に代わって、国際テロの多発や民族・宗教紛争の激化など新たな様相を呈しつつある。

このように、国際社会が一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える中、相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の文化(歴史・宗教・風俗習慣等を広く含む。)を理解・尊重し、他者とコミュニケーションをとることのできる力がより重要となってきた。また、国際社会は経済中心・市場万能主義から国際的な協調をも加味した新たな枠組みを模索しつつあると考えられる。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を追求していくことが、国際社会を構築していく上でも基調となると考えられる。

(2) 21世紀初頭の我が国社会の展望

我が国社会は、戦後の荒廃から立ち上がり、高度経済成長期や2度の石油ショック後の安定成長期、その後のバブル期等を経ながら、20世紀末には新たな段階へと足を踏み入れたものと考えられる。もはや欧米の先進的な経済・文化を吸収

し改良・模倣するばかりでなく、政治・経済、産業、教育、科学技術・学術、芸術・文化、スポーツ、環境等様々な領域で世界のリーダーの一員として新たなモデルを積極的に発信していくことが求められている。先行き不透明な時代であればこそ、我が国社会全体の、そして国民一人一人の力をどう発揮できるのかが問われているのである。こうした意味でも、「知識基盤社会」化を通じた、精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を追求していくことが求められる。

我が国の総人口は、平成18(2006)年に1億2,774万人でピークに達した後、長期の人口減少過程に入り、平成62(2050)年には約1億60万人になるものと予測されている。また、我が国は世界でも例を見ない速度で少子高齢化が進み、平成62(2050)年には生産年齢人口(15～64歳)約1.5人で高齢人口(65歳以上)1人を支える状況になると試算されている。人口減をどのようにとらえるか、社会のあらゆる分野でシステムの再構築が重要な課題となっている。

我が国の経済は、バブル崩壊以後の停滞・低迷期から脱し、今後は回復・上昇局面に差し掛かることが期待される。その中で、産業構造の転換とともに産業間移動による労働力調整の必要性が増大し、雇用形態も変化・多様化して、人材の流動化が一層進むと考えられる。その過程で、いわゆる「勝ち組」「負け組」といった表現が使われるように企業間や個人間の経済的格差が拡大することも懸念され、個人の職業能力の開発・向上と再挑戦の可能な社会システムを整備することが課題となろう。

また、高齢化が進展することとともに、物質的豊かさより心の豊かさやゆとり等多様な価値・自己実現が求められていることから、生涯学習需要が一層高まると考えられる。

我が国の地域社会の在り方として、コミュニティ(地域共同体)の解体・消失が指摘されて久しい。少子化・核家族化の進行や一人世帯の増加等を踏まえ、伝統的な地縁・血縁に代わる、新時代にふさわしい人と人との関係性の再構築が求められる。この場面でも、他者を理解・尊重し、他者とコミュニケーションをとることのできる力がますます重要となる。

人類にとって豊かな未来を拓く原動力となる科学技術・学術は、著しく進展し、その重要性が一層高まるであろう。とりわけ人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、科学技術・学術の進展は、国家社会の発展の基盤であるとともに、人類全体・国際社会への貢献のためにも極めて重要である。今後は、平成18(2006)年度以降の第3期科学技術基本計画が定められ、科学技術創造立国に向けた取組が加速するものと予測される。

また、学問分野の融合化・総合化の傾向が強まり、地球環境や生命倫理等の課題に見られるように、科学技術・学術と社会との調和を保つことも一層重要とな

る。研究者の社会的責任は一層重くなるとともに，人々の日常生活の上での認識・理解もより重要となると考えられる。

(補論2) 我が国高等教育のこれまでの歩み

ここでは、21世紀の我が国の高等教育の将来像を検討するに当たり、これまでの我が国の高等教育の歩みを振り返ることとする。

(1) 明治期～戦前

中世ヨーロッパにおいて学者や学生の「ギルド(組合)」として成立した大学は、^{ぼっこう}勃興する近代国家との関係でその自律性をどのように保つかをそれぞれで試行錯誤しながら社会制度として定着してきた。^{かたつ}闊達に研究し自らの主体的な判断により学位を授与する大学には本来的に自律性が必要であるが、他方で、大学における研究活動の規模の拡大等により、国家からの支援が大学の存立にとって不可欠になってきた。近代以降の大学の発展の在り方は、それぞれの国や大学により区々であるが、共通するのは、「自律性(オートノミー)と説明責任(アカウンタビリティ)のバランスをいかに確保するか」を模索してきたことだと言ってよい。

我が国の高等教育は、^{しやう}昌平学校の流れをくむ東京開成学校や医学校を合併して明治10(1877)年に「東京大学」が創設されたことを嚆矢とする。^{こうし}東京大学は明治19(1886)年の帝国大学令により「帝国大学」となった。政府は帝国大学に対して重点的に投資を行い、帝国大学は「国家の須要」に応じた教育・研究を展開する中で自律性(オートノミー)を巡る議論の中心的な役割を果たしてきた。学校教育制度上、高等教育機関は帝国大学に限られず、大正7(1918)年の大学令によりそれまで専門学校に位置付けられていた私立大学が制度上「大学」となった後も、旧制大学(49)、旧制専門学校(368)、旧制高等学校(39)、高等師範学校(7)、師範学校(55)など様々な校種に分岐していた(数字は昭和22(1947)年当時の学校数)。

進学率は、例えば、大正9(1920)年時点でこれらの高等教育機関合計で2.2%であるなど、量的な規模は極めて小さかったが、蚕糸専門学校や高等商業学校、高等工業学校のように専門分野ごとに分化していた専門学校の中には、その分野の教育・研究において全国的な拠点となっている学校もあるなど、それぞれ独自の個性を発揮していた。このような多様な高等教育制度は、一方で複線型の学校制度で上級学校への進学に関して袋小路を生む等の弊害も指摘されていたが、個々の高等教育機関の個性は明確な仕組みであったとも言えよう。

また、社会制度としての大学は、中世の大学においてはラテン語で授業が行われていたことに典型的に表れているように、本来的に国際性を有している。我が国の高等教育も、大学制度のモデルとしたヨーロッパだけではなく、アジア諸国も視野に入れた国際的な発展を遂げてきたことも看過できない事実であろう。

(2) 戦後

昭和22(1947)年に制定された学校教育法は、このような様々な旧制高等教育機関を6・3・3・4制の学校制度の中で「大学」に一元化した。旧制大学や師範学校など規模や役割、文化等が異なる高等教育機関が「新制大学」にまとめられたが、学士課程は教養教育を担うのか、専門教育を行うかなどその役割について大学全体を通じた合意が必ずしも形成されず、大学院も組織としては未成熟であった。その結果、同じ「大学」であってもその教育・研究や組織運営の在り方は、大学によっては学部や学科ごとで異なるなど相当に多様であった。

そのような中で、高等教育は世界的にも特異と言ってよいほど極めて速いスピードで量的拡大を果たしたが、その主たる担い手は私立大学であった。昭和30(1955)年には31.6%であった全大学数に占める国立大学数の割合は、平成14(2002)年には14.4%まで低下した。国立大学は、高等教育の量的な拡大よりも、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育・文化・産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する等の役割を担ってきたと言えよう。

昭和41(1966)年に16.1%であった大学・短期大学進学率は10年後の昭和51(1976)年には実に2.4倍の38.6%になるなど、大衆化する高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となった。このような問題意識を持って、学校教育制度トータルの改革構想をまとめた昭和46(1971)年の中央教育審議会答申(46答申)は、高等教育機関の制度的な種別化を提唱するとともに、国が高等教育の規模等について計画し管理した上で、高等教育に対して財政措置を行うことにより質を確保するよう提言した。46答申の提言は、昭和50(1975)年以降に国が策定した「高等教育計画」や同年に制定された私立学校振興助成法に基づく私学助成のスタートなどの形で結実した。

なお、量的規模の拡大の多くを私立大学に依存してきたことにより、我が国の高等教育は、結果として、他の先進諸国に比べて公財政支出よりも家計支出に依存するシステムとなったと言えよう。

高等教育機関の制度的な種別化は実現しなかったものの、46答申を挟んで、昭和22(1947)年の学校教育法制定当初は大学のみであった高等教育機関には、「高等専門学校」(昭和36(1961)年)、「短期大学」(昭和25(1950)年、制度として恒久化されたのは昭和39(1964)年)、「専門学校」(昭和50(1975)年)が加わった。

しかし、高等教育の質の確保を行政計画や財政支出を中心に行うという政策は、財政事情の悪化等を背景として転換を余儀なくされる。臨時教育審議会(昭和59(1984)年～62(1987)年)は、高等教育の個性化・多様化・高度化を政策的に進めるために、「ユニバーシティ・カウンスル」の設置とともに、大学設置基準の

大綱化など自らの理念や個性を生かした各大学の創意工夫が可能となるように制度の弾力化を図り、高等教育の質を確保する手段として「大学の評価と大学情報の公開」を重視することを提言した。

(3) 大学審議会と大学改革

この臨時教育審議会の提言を受けて、昭和62(1987)年に「大学審議会」が創設された。臨時教育審議会では提言された大学改革の方向性を踏まえ、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」を三つの柱に審議を行った。例えば、「教育研究の高度化」の観点からは、機能として脆弱であると指摘された我が国の大学院の量的・質的な整備や通信制大学院制度、専門大学院制度、修士課程1年制コースの創設、「高等教育の個性化」として、高等教育の質の確保の仕組みを転換するための大学設置基準の大綱化(カリキュラム編成の弾力化)、ファカルティ・ディベロップメントや履修科目登録上限制、教員資格における教育能力の重視など責任ある授業運営と厳格な成績評価、情報通信技術の活用促進、「組織運営の活性化」の観点からは、自己点検・評価や外部評価の実施、教員の流動性を高め高等教育を活性化するための教員の選択的任期制の導入、組織運営体制の明確化や学外意見の反映、等が提言された。これらの指摘は累次制度化され、各大学の改革の推進に大きな役割を果たした。特に、自己点検・評価の実施、シラバスの作成、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメントの実施など、それまで大学においては必ずしも重要視されてこなかった大学教育の質を改善するための地道な取組が確実に進展した。

高等教育の規模は、高等教育計画が策定(私立学校法上昭和55(1980)年度末までは特に必要があると認める場合を除き、私立大学や学部等の認可は行わないこととされていたほか、工業(場)等制限区域や政令市など都市部においては、地域間格差是正等の観点から大学の新增設は抑制することとされた。)されたこともあり、昭和50年代から平成初期にかけて大学・短期大学進学率は37%前後で安定的に推移した。

なお、昭和59(1984)年に大学設置審議会大学設置計画分科会で策定された「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」においては、18歳人口が急増すること、また平成4(1992)年をピークにその後急激に減少し平成12(2000)年には150万人台になることを踏まえ、設置認可における原則抑制という原則を維持しつつ、期間を限った定員増(いわゆる「臨時的定員」の措置)を行うことが提言された。この臨時的定員は、当初平成11年(1999)度末ですべて解消することとされていたが、平成9(1997)年の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」は、平成16(2004)年度までの間に、臨時的定員の5割程度の恒常的定員化を認める方針を打ち出した。このような臨時的定員の取扱いの結果、大

学・短期大学進学率は平成5(1993)年以降の18歳人口の急激な減少と相まって、40%を超えて現在ほぼ50%に達している。

我が国の大学における学士課程の問題として、教養教育をどのように位置付けるかについては、戦後一貫して模索が続いてきたと言ってよい。昭和31(1956)年に制定された大学設置基準では一般教育科目が必修と規定されるとともに、国立大学については、旧制高等学校の位置付けや教員養成学部の在り方に関する議論なども踏まえ、昭和38(1963)年の国立学校設置法により、一般教育を担当する「教養部」を置くことが可能となった。前述のとおり、大学審議会は、それぞれの大学の創意工夫による柔軟なカリキュラム編成が可能となるよう大学設置基準を大綱化することを提言し、平成3(1991)年には一般教育科目や専門教育科目といった制度上の枠組みをはずすなどの大学設置基準の改正が行われた。その結果、各大学においてカリキュラムの見直しが進み、少人数教育など効果的な教育が推進された側面がある一方で、例えば国立大学では教養部の改組が進み、教養教育が衰退したとの指摘もなされているところである。

他方、大学院は戦後、組織として未成熟なまま発足した。昭和49(1974)年になって大学院設置基準が制定され、コースワークを基本とした課程制大学院の基本的な考え方が明確にされた。また、昭和51(1976)年には学校教育法が改正され、学士課程を持たず大学院の課程のみで構成される大学(大学院大学)が制度化されるなど、大学院の位置付けが制度上明確になる中で、学部を基礎としない「独立研究科」や大学院大学の設置が促進されたが、大学院の量的な規模や課程制大学院の趣旨の定着は必ずしも十分ではなかった。

大学審議会は、このような状況を踏まえ、平成3(1991)年に、10年間すなわち平成12(2000)年には大学院学生数の規模を全体として少なくとも当時の規模の2倍程度とすることが必要と提言した(「大学院の量的整備について」)。また、国立大学の一部については大学院を中心とした組織編制を行うなど、大学院の整備が進み、実際に、大学院の規模は急速に拡大した(9.8万人(平成3(1991)年) 20.5万人(平成12(2000)年))。他方で、このように大学院の量的な整備が進む中で、

量的な規模は拡大しつつあるもののなお欧米先進国に比べ低い水準にあること、大学院における人材養成の趣旨・目的が各研究科等において必ずしも明確ではないこと、「課程制大学院」の趣旨を踏まえた体系的なコースワークの確立等が十分ではないこと、高度専門職業人養成の機能が十分ではないこと等の問題点が指摘されていた。

なお、各大学においては、前述のとおり、大学の教育・研究の質を担保する手段として、大学評価の重要性の認識が高まり、自己点検・評価の実施、外国人研究者を含む学外の有識者による外部評価などが確実に進展したところであるが、大学の学術研究機能や人材養成機能に対する社会の関心が高まるにつれ、より客

観的で透明性の高い「多元的な第三者評価」の必要性が議論されてきた。

(4) 「21世紀答申」以後

このように大学改革は進展してきたところであるが、その過程で大学改革の課題がより明確に認識されるようになってきた。また、1990年代後半に入り、知識基盤社会への移行等により大学の教育・研究機能に対する社会の期待が極めて大きくなった。それにもかかわらず、大学教育は逆に18歳人口の急激な減少に伴う大衆化(進学率の急激な上昇)や高等学校教育の多様化等によりその質について大きな不安を抱えることとなり、高等教育の質の確保が改めて大きな課題になった。特に、大学の人材養成機能については、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを前提に、企業が大学に求めているのは入試を軸としたふるい分けに過ぎないと指摘もあった。しかし、企業内教育機能が低下すると同時に、知識基盤社会においては企業で活動する上でも汎用性の高い知識を持ち自ら課題を探索し解決できる能力がますます必要となったことから、大学の人材養成機能に対する社会の期待は極めて高くなった。

大学審議会は、このような問題に対するトータルの改革方策を示すために、平成10(1998)年に「21世紀の大学像と今後の改革方策について」答申し、「課題探求能力の育成」という大学教育の目標の明確化、各大学が特色ある教育・研究を自ら創意工夫して展開できるようにその裁量を拡大、拡大した裁量をしっかりと使いこなせる責任ある組織運営システムの確立、各大学に対する多元的な評価システムの確立、を提言した。すなわち、それまでの大学審議会を軸にした大学改革の展開や問題点を整理し、大学改革がよりダイナミックに進展するために、今後の改革方策を構造的に体系化して示したのである。

これにより、平成11(1999)年には学士課程を3年以上の在学で終えることが可能となるとともに、国立大学の組織運営体制の確立を図るための国立学校設置法等の改正が行われた。また、平成12(2000)年には大学の教育・研究の特性に十分配慮した第三者評価を行うための専門的な機関として「大学評価・学位授与機構」が創設されるなど、様々な制度改革が行われたところである。

この「21世紀の大学像と今後の改革方策について」以降、大学の教育・研究機能への高い期待を背景に、その基本的な考え方を踏まえて、国立大学制度や学校法人制度、設置認可、大学院制度といった大学制度の根幹についての根本的な見直しが行われた。この結果、高等教育制度の基本にわたる構造的な改革が、平成16(2004)年から一斉にスタートすることとなった。

すなわち、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法改正など大学の組織運営改革のための制度改革が国公私を通じ出そろった。例えば、人事・会計上の規制を撤廃するとともに、学外有識者も

参画した学長中心の責任ある意思決定が可能な経営体制を確立した上で、第三者評価や情報発信の徹底を図る国立大学の法人化は、130年間続いた国の行政機関の一部としての国立大学を独立した法人とし、平成10(1998)年の大学審議会答申で提言された4本の改革サイクルを国立大学の管理運営に内在化させたものと言うことができる。

さらに、法科大学院、認証評価が発足するとともに、予算上も「21世紀COEプログラム」や「特色ある大学教育支援プログラム」が充実するなど、各大学が自らの個性を伸ばしつつ切磋琢磨^{せつさたくま}する競争的な環境が醸成されることとなった。

特に、認証評価制度の導入は、設置認可の弾力化と相まって、臨時教育審議会以来志向してきた大学の評価と大学情報の公開を軸にした高等教育の質の維持・向上システムへと踏み出した大きな改革である。

また、法科大学院を含む専門職大学院制度は、戦後大きな課題を抱えてきた我が国の大学院が、研究者だけではなく高度専門職業人を育てるためのしっかりとした教育課程を有する「課程制」のスクールへと大きく変貌^{ぼう}する契機となっている。大学院が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培」(学校教育法第65条)うことに真正面から取り組むことは、特に社会科学系の大学院教育の大きな変革であることはもちろんのこと、学部教育にも大きな影響を及ぼすことが考えられる。

知識基盤社会への移行は、大学が本来有すべき国際性や国際的な通用性が大学の个性的で特色ある発展にとって極めて重要であることを改めて認識させることとなった。学術研究分野での国際的な激しい競争だけではなく、大学教育が国境を越えて提供される中で、大学が教育・研究活動全般にわたって国際的な環境において国外の大学をも意識しながら切磋琢磨^{せつさたくま}することが求められている。この点が、大学において改革の機運が大きく高まり、魅力ある教育・研究の展開や責任ある組織運営体制の確立に向けて各大学が積極的な取組を図っている一つの大きな背景となっている。

19世紀ドイツ以来の「フンボルト的^{フンボルト的}大学観」は我が国の大学の在り方に大きな影響を与えてきた。この考え方は、研究と教育を一体として結合させるという大学の本質を明確にする役割を果たしてきたものの、大学人を第一義的に研究者であると自己規定し、研究成果の披瀝^{ひれき}が最高の教育であるとする考え方は、主として少数エリートに対する大学教育の時代を前提として成立するものであり、21世紀の今日ではもはや歴史的意義を有するに止まるのではないか。フンボルト以外にも注目すべき大学観として、例えば、オルテガが、1930年頃のスペインの社会状況を前提として大学の使命を 教養教育、 専門職業人養成、 「それに加えて」科学としたものや、米国のクラーク・カーが、著書『大学の効用』(1963年初版)の中で現代の大学を教育・研究・社会サービスの多機能を持った「マル

「チバーシティ」と考えたこと等が挙げられる。大学観も時代や社会状況に応じて変貌^{ほう}していくべきものと考えられる。

今日、国公私立大学を通じて全学的な戦略を持って取り組む各大学の教育・研究上の創意工夫を支援する仕組みは着実に整備されており、競争的な環境の中で各大学が具体的にどのような戦略を描き、行動するかが極めて重要になってきている。各大学が自らの戦略を構築し進路を定めるに当たっての、ある種の海図(チャート)として、高等教育の将来像が今まさに求められるゆえんである。

(補論3) 諸外国の高等教育改革の動向

諸外国において、高等教育改革は政策の中心課題であり、様々な施策が行われている。ここでは、日本の高等教育の将来像を描く際に、特に参考とすべき事項を中心に取り上げた。

(1) アメリカ合衆国

(ア) 奨学金制度改革

奨学金事業の主な事業主体は、連邦教育省を中心とする連邦政府である。給与・貸与を合わせた奨学金は\$744億(2000年度)に上り、連邦政府の奨学金額は全体の約7割を占める。主要な連邦政府事業は、学部学生の経済条件のみを要件とするペル奨学金、規定の範囲で各大学が奨学金の運営管理に責任を持つキャンパス・ベスト・プログラム(教育機会補助金給与奨学金、勤労就学奨学金、パーキンス貸与奨学金)、銀行等の民間金融機関が貸し出す連邦保証貸与奨学金(スタッフォード奨学金、父母貸与奨学金)がある。大学(学部)や短期大学で学ぶ学生のうち、何らかの形で連邦の奨学金を受けている学生は50%を超え、州政府や大学独自の奨学金制度を含めれば奨学生は70%以上になる。

1997年2月4日、クリントン前大統領は、一般教書演説の中で、教育を将来に向けた最重要課題とし、“高等教育の最初の2年間までの14年間を全国民にとって標準的な教育に”と訴えた。1980年代後半から1990年代前半にかけて大学授業料が高騰した現状に対応して、連邦を事業主体とする新しい形の財政援助措置「納税者救済法(Taxpayer Relief Act of 1997)」が制定され、学部1・2年学生の家庭を対象とする年間最大\$1,500(約18万円)の減税措置(HOPE奨学金)と学部3年以上の家庭を対象とする年間最大\$1,000(約12万円)の生涯学習減税(Lifetime Learning Credit)等の措置が定められた。ブッシュ大統領も教育改革を最重要課題に掲げており、このような高等教育進学者に対する減税措置は、ブッシュ政権下においても継続・拡大されている。

(イ) 質の保証システムとディグリー・ミル

高等教育機関の設置形態は、州立・地方立、私立が大半を占め、連邦立がわずかにある。このうち4年制大学は7割が私立で、残りほぼすべてが州立である。ただし、在学生数は逆に3割が私立となっている。短期大学は、機関数の6割、在学生数の9割以上が州立や地方立となっている。高等教育機関の質の保証システムは、設置・運営に関する認可等と設置後のアクレディテーションという教育機関評価制度の二つからなっている。州・地方・私立の高等教育機関の設置・運

営に関する認可等については、連邦政府は関与せず州政府が行う。州によって制度は異なり、各州が設置認可及び学位授与権に関する基準を定めている。簡易な手続きや基準により大学設置が可能な州では、大学を大学以外の教育訓練機関と同様に設立することができる。

一方、各大学の教育水準を一定以上に保つため、学位や単位の水準を高等教育コミュニティで独自に承認しあう民間の評価制度「アクレディテーション (accreditation)」が発達している。これは、当該大学全体が学位授与機関としての条件を満たしていることを認定するものと、職業専門教育を中心として当該教育課程が一定の水準に達していることを認定するものとに分けられる。前者は地域ごとに設けられたアクレディテーション団体が、後者は全国的な専門団体が、認定作業を実施する。通常、前者の認定を受けていることが社会的に大学として認知される条件であり、ほとんどの州では前者の認定を受けている私立大学に州内での運営と学位授与を認めている。社会的な認知が得られる認定を実施する団体を判断する基準として、連邦の高等教育法により定められた連邦教育長官の承認と、高等教育基準認定協議会CHEA(Council for Higher Education Accreditation)への登録がある。CHEAに登録された評価機関による認定を受けていない機関の学位等については、進学や就職等に際して通用性がないのが現状である。

正規の学位に対して、安易に学位等を取得できる手段として、ディグリー・ミル(またはディプロマ・ミル)という偽学位販売業者が存在する。厳密な学問的な定義や法的定義はなされていないが、少なくとも19世紀後半から存在する非正統的な傾向を示す教育機関を指して米国内で呼ばれている。米国以外にも存在するが、特に米国は高度資格社会であり、より高次の学位や証明書等を有することが就職・転職に有効であるため、ディグリー・ミルが活用される温床がある。今日のオンライン教育の隆盛を背景に、オンライン・ディグリー・ミルが登場し、また裏付けなく認定を行うアクレディテーション・ミルも見受けられるような現状にある。スパムメール、オンライン広告、迅速な電子決済サービスなどの氾濫^{はんらん}のため、正式な遠隔教育と区別することが、以前にも増して難しくなっている。

(2) イギリス

(ア) 高等教育制度検討委員会(「デアリング委員会」)報告

1996年5月に政府の諮問機関として発足した高等教育制度検討委員会(委員長：デアリング卿)は、爾^し後20年間における国家的必要に見合う高等教育の在り方について、大学人に加え財界・産業界の代表などを委員として調査・審議を行った。翌年7月に、国際的な経済競争の時代に継続的な高等教育の拡充なしに英国の繁栄と国際的な地位を確かなものにするにはできないとする報告書「学習社会における高等教育の将来」(*Higher Education in the Learning Society*)を提出した。

報告書は、全24章から成り、財政審議会、研究審議会、雇用者団体を含めた広範囲な対象に対する93の勧告を含む。報告書では、過去20年間に、学生数の倍増、公的補助の実質的減少、パートタイム学生や成人学生の増加などの大変化を経験したが、知識・情報重視型の世界経済秩序、継続的な能力開発を求める労働市場、情報技術の進展など環境の変化が激しく、高等教育においてはさらなる改革が求められるとして、数値目標を示すなど下記のような具体的な提案を行っている。

高等教育の拡大

- a) フルタイム高等教育の在学率(32%)の45%以上への引上げ
- b) 準学位(sub-degree)授与数の拡大、その後学士以上の学位の授与数の拡大
- c) パートタイム学生への支援充実

高等教育財政の改善

- a) 受益者負担原則の導入。例えば、£ 1000/年(約20万円/年)の授業料の導入
- b) 国の高等教育費予算の削減幅の軽減
- c) 政府は、長期的には公財政支出高等教育費の対GDP比を増加

高等教育の機能と教育内容の改善

- a) 世界トップクラスの高等教育制度の確立
- b) 教育面における高等教育教員の専門性向上と資格制度の導入
- c) 深い専門性ととともに幅広い知識・教養の習得等の教育内容の改善

高等教育の水準・質の向上

- a) 高等教育水準評価機関(QAA)の機能強化
- b) 研究評価(RAE)の改善

(イ) 高等教育白書

高等教育白書「高等教育の将来」(*The future of higher education*)は、今後の主な政策と政府支出見通しの公表(2002年7月)を受け、ブレア政権2期目の高等教育政策を示すものとして、2003年1月に発表された。白書は、知識主導型経済における国民全体の教育・訓練水準の向上や大学の教育力向上の必要性を説くとともに、国際的に見た英国の研究力の相対的な地位低下に対する危機感を表明し、研究環境の重点的整備の必要性を強調し、高等教育の拡大や財政改善、研究費の増加、産学連携などの施策を打ち出した。主な内容や施策の方向性は、1997年の政府諮問委員会報告書に示された枠組みを踏襲しつつ、おおむね2010年前後の完成を射程に入れ段階的に実施されるものとし、下記に示すような具体的な施策を含んでいる。

高等教育の拡大と進学機会の充実

- a) 青年層の5割に高等教育の機会を保障

2010年までに青年層(18~30歳)の50%に高等教育を保障する(現在は43%)。

特に2年程度の職業志向の応用準学位の普及を図る。低進学地域生徒や非伝統的學生(成人學生)の進学を促進する。

b) 授業料後払い制の導入

2006年から最高£3,000(約60万円)の授業料徴収を認め、事前納入制から学生ローン返還方法に従う卒業後払い制へ。授業料免除制度は継続(現在約4割の學生が免除)。

c) 修学困難學生奨学金(Higher Education Grant)の導入

2004年から、年収£1万(約200万円)以下の低所得家庭の修学困難學生を対象に年額£1,000(約20万円)の奨学金(給与)を導入する。

d) 学生ローン(貸与奨学金)の返済

2005年4月から、返済は卒業後年収£1.5万(約300万円)を超えた時点から開始とする(現在は年収£1万(約200万円)を超えた時点)。

高等教育財政の改善

a) 公的補助金の増額

科学技術研究費を含む高等教育支出を2005年度に£100億程度(約2兆円)まで増額し、2002年度比で3割(対GDP比0.1ポイント)増とする(2000年度対GDP比0.7%)。

b) 授業料額の大学裁量拡大

2006年度から各大学が専攻分野別の授業料を課せる。ただし、標準額(2002年は£1,100(約22万円))以上の場合は定数や奨学制度等について政府と合意を結ぶ。

c) 寄附金(endowment)など自己財源の強化

個人や企業・団体の寄附の拡大など大学財政の基盤の充実を図る。このため、寄附に対する税制上の優遇措置などについて検討委員会を設ける。

教授・学習活動の質的向上

a) 卓越した教育拠点の指定

大学における教育を重視し、優れた教授活動を行う機関(学科レベル)に年額£50万(約1億円)を5年間与える。2006年までに70の拠点を指定する。

b) 高等教育教授適格基準の設定

高等教育教員に求められる専門的教授能力を示す高等教育教授適格基準を2004年に設け、新教員は基準に沿った能力証明を2006年以降得るものとする。

研究環境の整備

a) 科学研究費の増額

2005年度に£26億3,300万(約5,266億円)とし、2002年度比で4割増とする。

b) 研究資金の集中と研究協力の推進

研究資金を研究型大学に集中させ効果的な運用を図る。同時に機関間や分

野間の研究協力を推進する。

産学連携の強化

産業との連携を促進・強化する観点から，高等教育革新基金(HEIF)の拡充を図る。HEIFは，大学発企業の設立，地方企業による大学の資源活用を促す補助金で，政府は教育及び研究補助金に次ぐ第3の補助金と位置付けている。

(3) 欧州連合(EU)

(ア) エラスムス計画

域内の国際競争力の向上のための人の交流の促進を目標として，欧州域内の学生交流「エラスムス計画」が1987年に開始されたが，1993年のEU発足後は，「ソクラテス計画」(総合的な教育交流計画)に高等教育分野として組み入れられた。エラスムス計画は，現在，第2段階目(2000～2006の7年間)の計画が進行中である。

学生・教員の交流促進

域内留学促進のため，奨学金を給付(1999年に学生11万人，教員1万2000人)。

教育課程の共同開発等支援

3か国以上の高等教育機関による教育課程や単位の共同開発等に資金援助。2000年に約2,700機関が参加している。

欧州大学間単位互換制度(ECTS)

国際的互換性のため，学習量(creditという統一尺度)と成績評価を標準化する。

(イ) ボローニャ宣言

域内の国際競争力の向上の基盤としての学位等の国際的通用性の確保が肝要であるとの立場から，「欧州高等教育圏」の構築のための欧州各国の共同宣言として，1999年欧州29か国の教育大臣が署名して採択された。欧州域内の高等教育に学位システムと単位制度を中心とした共通の枠組みを構築し，人の交流と欧州域内の高等教育の国際競争力の向上をねらいとしている。2010年までに下記の六つの課題の達成に努めることを署名国に求めている。その後，改革内容の進捗^{ちよく}状況を2年ごとの会合で把握する「ボローニャ・プロセス」が進行しており，国際的通用性を確保する質の保証の重要性や，世界貿易機関のGATS協定における国境を越えた高等教育の提供の問題への対応等の視点も踏まえた内容へと更新されている。

比較可能な学位システムの導入

域内流動・就職可能性を高めるため、2005年までにディプロマ・サプリメント(学位の学修内容を示す共通様式)の本格的導入等を進める。

学部と大学院の2段階構造を導入

第二段階(大学院)進学条件として最低3年の第一段階(学部)の修了を課す。

単位制の確立

欧州大学間単位互換制度(ECTS)を確立する。

障害を取り除き、人の移動を最も効果的に実現

学生に学習と職業訓練の機会を提供する。また、教員・研究者・行政官に欧州全体の枠組みの中で研究・教育・職業訓練活動を行う期間を設ける。

質の保証のためのヨーロッパ域内協力の推進

欧州質保証ネットワーク(ENQA)において、比較可能な基準・方法論を開発。

高等教育におけるヨーロッパの特質を促進

カリキュラム開発、機関レベルでの協力、流動性向上のための方策、学習・教育訓練・研究プログラムの統合に配慮。

(4) ドイツ

(ア) 高等教育大綱法の改正

学生紛争をきっかけに1960年代後半に各州が独自に高等教育法を制定した。1969年の連邦共和国基本法(憲法相当)改正で「高等教育制度の一般的原則」に関する大綱的立法権が与えられ、1975年に各州の高等教育法の最大公約数的全体像として高等教育大綱法が制定された。1985年の第3次改正では、多様化による競争促進を目的として、個性的な高等教育の発展を促すこととし、管理運営面では学長制以外の形態を加え制度的充実を図り、入学者決定を認める大学の裁量権の拡大と教育責任の強化を行った。第4次から第6次改正までの主な改正点は下記のとおりである。

組織運営の柔軟化

既存の極めて詳細な管理運営、教育・研究組織等の規定を削除し、高等教育機関の法的形態及び自治権、州による監督の規定のみとした。

業績評価の重視

予算配分への業績主義の導入、機関評価の実施

入学者決定システムの修正

自校選抜方式の拡大

国際化を基軸とした学修構造の再編

学修と試験の弾力化、単位制・学士及び修士学位の導入、長期在学の対策

強化

若手研究者養成を基軸とした教員制度の再編

準教授の新設と助手相当職の廃止，教授資格の廃止，教授への任用条件の変更，学内昇進の一部許容，博士志望者への組織的対応の充実

その他

授業料徴収を可能とする例外規定，学術分野への女性進出支援

(イ) トップ大学プログラム

ドイツでは，すべての大学で同質の研究・教育が行われるという大前提が維持されている。近年には，研究・教育に関する大学評価も導入され，評価結果に基づく予算配分も一部の州で行われ，競争的環境の整備が進められているが，連邦全体で一部の大学を別格に扱うことはなかった。2004年1月6日発表の連邦政府政策綱領「アジェンダ2010第二部」中の「エリート大学」の記述について，シュレーダー連邦首相は「エリートというものが，出自ではなく業績から生まれるのであれば，『エリート大学』という概念に問題はない」と説明した。翌7日に，連邦首相とブルマン連邦教育研究大臣は，国内全大学の^{けん}牽引役となる「トップ大学」10大学を既存の大学の中から選抜し，重点支援を行う構想を明らかにした。

連邦教育研究省は，オックスフォード大学，ハーバード大学等の具体名を引き合いに出し，国際競争力強化を目指す高等教育機関にプログラムへの応募を呼び掛けている。応募資格は，国内の高等教育機関とされ，大学に限らず高等専門学校も応募できる。第一次募集は2004年夏に開始され，国内外の専門家による審査を経て最大5校が決定される。選ばれた大学は，2006年から5年間，年額最高5,000万ユーロ(約65億円)の研究助成(奨励金)を受ける。第一次で採用されなかった高等教育機関を対象として，第一次の助成期間が終了する前に第二次募集が実施される。トップ大学の選考基準として，優れた学術研究能力，管理運営能力，学生の指導，国際化，学外研究機関との協力における業績が挙げられている。

(5) フランス

(ア) 「高等教育の欧州モデル構築に向けて」報告書

アレーグル国民教育大臣(当時)は，21世紀には「EU統合の進展，人・物・資本・情報の移動の地球規模化，科学技術の加速度的革新」が予測され，こうした社会・経済の変化に対応してフランスが高い経済競争力を築いていく際，その中心的役割を担う高等教育も時代の変化に即応する必要があるとの認識を示した。この認識に基づき，高等教育の今後の在り方，問題点とその解決策を示した報告書「高等教育の欧州モデル構築に向けて」が1998年5月に公表された。

報告書では，高等教育を通じた国民の教育・職業資格水準の引上げが不可欠で

あり、今後の高等教育の役割を、エリート養成ではなく、すべての学生が平等に各人の可能性を見だし各人の個性に応じた卒業後の社会生活に必要な知識・技術を十分に習得するための場を提供することであると強調している。また、長期的には、EU統合の進展にかんがみ、現在は各国がそれぞれに定めている教育制度に代わる、EUの共通モデルをフランスが主導権をとって提示するべく、改革を進めていくべきであるとしている。主な提言は以下のとおりである。

大学の教育課程区分改革

教育課程の年限の区分を、現行の「3 - 4 - 8」制から基本的には「3 - 5 - 8」制に改める((イ) 参照)。2年修了時の大学一般教育修了証(DEUG, 3年以内に取得しない場合は退学。)の取得がリサンス取得課程(第3学年)への進級要件である。DEUGまでの在学期限を廃止しリサンス取得に至る学生の比率を飛躍的に高める。

「拠点大学地区」の設置

全土を八つの「拠点大学地区」PUP(Poles Universitaires Provinciaux)と称する地理的区分に分け、各PUPは、地区内に設置されているすべての高等教育機関からなる一つの有機的な高等教育機関のネットワークを形成する。個々の機関は研究・教育及び管理運営の自治を確保しつつも、教育課程の策定に当たって相互の協力・連携を強化して機関間の編入学を円滑なものとし、学生の流動性を高める。

大学とグランゼコールの接近

大学とグランゼコール相互の教育課程の比較・対照を容易にするとともに、教育課程の策定に当たって教育の接続に留意する。これにより相互の学生の移動(進学, 編入学)を促進するとともに、一部のグランゼコールに比べて社会的評価の低い大学の地位を向上させ、特に大学で新しいメトリーズや博士学位を優秀な成績で取得した者に、政財官各界幹部職就職への門戸を開く。

(イ) 高等教育改革プラン

「高等教育の欧州モデル構築に向けて」を受け、国民教育大臣が今後の大学改革の必要性とその基本方針について大学学長会議との合意を踏まえて、1999年から本格的に着手する高等教育改革の全体案を1998年11月30日に明らかにした。

高等教育進学率が50%を超えつつある現在、大学の役割も変化しつつあり、社会のニーズに応じた教育の提供や生涯学習の理念に沿った市民の資質向上という観点から、大学改革を進めねばならないという認識に基づき、1999年秋の新学年からの実施を目指し、教育関係者を中心に幅広い意見をまとめて提案された。その具体的な施策は以下のとおり。

「3 - 5 - 8」制の導入(欧州諸国との教育段階区分の調和)

- a) 大学とグランゼコールの接近...両者の教育課程区分等の調整と相互の学生の容易な編入学
- b) 3 - 5 - 8 制...学士相当のリサンス取得に3年，修士相当のマスター取得に通算5年，博士取得に通算8年（現行はリサンス取得に3年，メトリーズ取得に通算4年，博士取得に通算8年）

学生福祉計画(学生生活の向上支援)(一部1998年より実施済み)

- a) 国・地方の給与奨学金の受給者数の増加と，奨学金単価の増額
- b) 奨学生の選抜基準の見直し(優秀かつ経済的困難な学生優先)
- c) 学籍登録料や社会保障分担金の支払い免除
- d) 学生寮の新增築など

「第三千年期の大学」計画(大学の新增設)

- a) 1988年の「2000年の大学」の後を受け，策定・導入される政策プログラム。
- b) パリ首都圏地域を中心に，大学の施設設備の拡充を図る。

(6) 中国

(ア) 中華人民共和国高等教育法

1980年代からの教育法体系整備の一環として，学位条例，義務教育法，教師法，教育法(教育基本法に相当)，職業教育法を制定。1998年8月29日には高等教育法が可決され，翌年1月1日施行となった。高等教育法は，8章69条から成り，基本的制度，高等教育機関の設置管理，組織・活動，教員・学生の処遇，教育費などに関する原則を示している。1980年代以降の高等教育改革による現在の制度を法律として改めて規定したものであり，主な内容は下記のとおりである。

「法人格」の付与と自主権の拡大

国公立及び私立を問わず，設置認可の日から法人格を有すると規定している。また，従来どおりであるが，機関権限として，専攻の設置・変更，教育課程の編成，入学定員の設定，内部機構の設置・定員，経費・財産の管理等が認められている。さらに，1980年代後半から採用している教員契約任期制を実施すると明記された。

国公立高等教育機関における党指導の学内管理体制

共産党委員会の指導下の学長責任制により，学内の重要案件は党委員会で決定。

多様な財源による教育費の調達

公財政を主としながら多様な財源で高等教育費を補う体制の確立を規定し，多様な財源として，授業料，企業運営，研究成果の移転による収益等を

挙げている。

高等教育機関に対する外部評価

教育の質について国家が定める水準に達していることの保証を義務付け、機関の運営水準・教育の質について教育行政部門の監督と評価を受けることを定めている。

(イ) 21世紀に向けた教育振興行動計画

教育改革の指針(1993年)及び教育法(1995年)に基づき、21世紀初頭までの具体的な教育政策の目標と措置を提示する「教育改革及び発展のための総合プロジェクト」として1999年1月に国務院が承認制定した。

具体的には、基礎教育の普及と質向上、高等教育の教育・研究の水準向上と経済発展への貢献促進、遠隔教育の発展等を通じた農村部や成人の教育機会拡充、教育投資の確実な拡大等を目標としている。2010年までの高等教育の目標として、高等教育在学率15%、一部大学・専攻領域の世界的水準への向上などがあり、高等教育に関する主な政策措置として下記のものがある。

高度・創造的人材プロジェクト

特別契約教授(民間資金による好待遇ポスト)の設置、優秀な若手研究者100人/年の支援、優秀な博士論文100編/年の選定・奨励

現代遠隔教育プロジェクト

中国教育科学研究ネットワーク、衛星テレビ教育の拡大及びこれらを利用する継続教育制度の確立

教育投資の確実な増加

公財政支出教育費の対GNP比4%達成への努力、中央政府支出総額に占める教育支出の比率を2000年までに3%引上げ(1997年6.2%)

(7) 韓国

(ア) 世界を目指した大学づくりに向けた大学改革

1980年代半ば、「21世紀の韓国社会を支える自主的、創造的、道徳的人間の育成」を目指して教育改革が開始された。その後、開かれた学習社会への転換を目指す改革の視点も追加された。1998年の金大中政権も、「教育を基礎とした国家振興」を宣言し、創造性の育成を目指した教育改革を積極的に推進した。

高等教育については、1990年代、大学の個性化や多様化を進め、規制緩和や大学評価、入試改革を推進し、「世界水準を目指した大学づくり」のための集中投資などを展開した。実施された大学改革は下記のとおりである。

大学入試制度の改善(選抜方法・基準の多様化)

受験競争の過熱解消のため、二次試験を軽減する方向で改革を行い、2002

年から大学ごとの二次試験(筆記試験)を全面禁止した。

大学の多様化・個性化(大学の裁量の拡大)

1995年の改革案により，複数学科の履修，複合分野の学科設置，設置基準の弾力化，大学による入学定員の決定などが可能になった。

大学評価

教育・研究水準の維持・向上を目的に，1994年から大学連合組織である韓国大学教育協議会がアクレディテーション方式の機関評価を実施。2000年までに全大学を認定し，結果を4段階で公表。1999年からは学科別評価を開始した。

これとは別に，国の組織である教育部(現教育人的資源部)が1990年代末から大学評価を開始し優秀校には財政支援を行っている。

「頭脳韓国21(BK21)」(特定大学・学科への集中的投資事業)

1999年から，世界水準の研究大学育成や地方大学の競争力強化を目的に，分野別に複数大学で形成された「事業団」に対し集中投資を実施。投資総額は7年間で約1,600億円を計画している。

国立大学改革(再編・統合，自律化，競争原理)

2000年から，類型別(研究，教育等)に全国7ブロックに分けて再編・統合し，自律的大学運営，教員の任期制と業績による処遇，第三者機関「大学評価委員会」の評価結果に基づく予算配分を推進している。

大学におけるベンチャー企業育成

大学内で教員などによるベンチャー企業の創業が活性化。大学教員に兼業が認められ企業代表及び社員になれることとした。また，大学内に起業を育成支援する「ビジネス・インキュベーター(創業保育センター)」を設置。

(イ) 専門大学院

頭脳韓国21(BK21)には，知識基盤社会の到来に備えて種々の分野の専門家を育成するため，「専門大学院の育成と導入奨励」が盛り込まれていた。これにより，学問の基礎理論の生産と学術研究の人材育成を目指す「一般大学院」，専門的職業分野で優秀な人材の育成を目的に実践的な理論の開発や応用を学ばせる「専門大学院」，そして，サラリーマンなど一般社会人に対する継続教育を施す「特殊大学院」の三種類に大学院は区分されることとなった。BK21では，「経営大学院(MBA)体制の本格的導入」などが掲げられ，一般大学院は定員を抑制する傾向にあるが，専門大学院，特殊大学院は定員を大きく増やす方向としていた。しかし，当時から，医師養成・法曹養成・教員養成に関する専門大学院も育成するという目標があったが，結果的にはBK21には反映しないで継続して検討することとなっていた。

医・歯学専門大学院

医療現場を希望しない医大生が年々増加する傾向にあり、医師養成機関の改革が2001年以降重要な課題となった。検討の結果、従来の知識中心型の医師ではなく、実技能力や患者との対話能力などの実務能力を備えた医師を育てる医・歯学専門大学院(4年制、医・歯務修士)が2005年度より設置されることとなった。専門大学院への入学者選抜では、入学希望者に義務付けられた医・歯学教育適性試験と、大学ごとに実施される面接や筆記試験に基づき、合否が判定される。適性試験の結果は大学別に約30%から70%程度反映される。

2005年度に開校される医・歯学専門大学院は、全部で8校であり、医学・歯学を合わせて500名の定員募集が行われている。これにより、激しい受験競争を勝ち抜き医・歯学部に入学者となった学業優秀な一部の人だけでなく、本当に医師になりたいと望む一般の学位資格取得者に対しても、医師の道が開かれる。同時に、より専門的で実践的な医師が養成され、医療問題の多様化に対応できる人材が育成されることが期待されている。

法学専門大学院

現行の司法試験制度では、厳しい筆記試験等によって知識に重点を置いた選抜方法を行っているが、韓国社会の情報化や国際化に伴い、法曹の能力に対する社会的要求が「知識」から「実務」へと移行してきている。これを受けて、司法改革委員会は、現行の司法試験制度の見直しとともに、より現場に近い実務的能力の養成について検討を行ってきた。この結果、2004年9月末までに「法曹養成・選抜制度改善案」をまとめる方針を明らかにした。現在審議されている改善案によれば、2008年より法曹を専門的に養成する法学専門大学院(3年制)を開校し、それに伴い司法試験制度も改善する予定である。具体的には、下記のとおり。

現在の司法試験合格者(年1,000人)を考慮した上で、法学専門大学院の定員を1,200人とし、司法試験合格者が約80%となるようにする。

入学選抜の具体的な内容及び方法は未定であるが、学部時代の成績と語学能力、適性試験、社会活動の経歴などを総合的に考慮する。

法学専門大学院の卒業生が出る2011年から2015年の5年間は現行の司法試験制度と改善後の選抜制度を併行させ、現行制度との接続を行う。

低所得者のための奨学金制度を準備する。